

令和3年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和3年3月30日(火)

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 3 号 小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理について
第3	議案第10号 小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則
第4	議案第11号 小金井市立小・中学校の学校医・学校歯科医及び薬剤師の委嘱について
第5	議案第12号 令和3年度市立小・中学校学校運営協議会の設置について
第6	議案第13号 令和3年度市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について
第7	議案第14号 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
第8	議案第15号 第4次小金井市子ども読書活動推進計画について
第9	議案第16号 小金井市公民館中長期計画について
第10	報 告 事 項 1 令和2年度働き方改革のまとめ及び令和3年度働き方改革の計画について
	2 小金井市学校施設長寿命化計画について
	3 小金井市社会教育関係施設個別施設計画について
	4 その他
	5 今後の日程
	6 令和3年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
第11	代 処 第 1 号 職員の分限処分に関する代理処理について
第12	代 処 第 2 号 職員の併任に関する代理処理について
第13	議案第17号 職員の分限処分について
第14	議案第18号 職員の人事異動について

代処第3号

小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規程に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市スポーツ推進委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)

代理処理書

小金井市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年2月27日規則第1号）に規定する小金井市スポーツ推進委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、下記のとおり代理処理する。

令和3年3月12日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

記

- 1 被解嘱者氏名
古畑 俊男
- 2 解嘱日
令和3年3月12日
- 3 辞職願理由
一身上の都合

議案第10号

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

令和2年第2回奨学資金運営委員会の会議結果を踏まえ、選考基準に係る規定を整備するため、本案を提出するものであります。

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

小金井市奨学資金支給条例施行規則（昭和35年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「奨学生出願書」を「小金井市奨学生出願書」に改め、同項第2号中「奨学生推薦調書」を「小金井市奨学生推薦調書」に改める。

第6条第1号中「、操行及び身体」を「及び操行」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

		小金井市 奨学		No.		
小金井市奨学生出願書						
ふりがな				生年 月日	年 月 日	
氏名						
現住所	小金井市 町 丁目 番 号 (アパート・マンション名等)					
連絡先	(日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。)					
在 学 校	学校名	大 学 学 部 立 高等専門学校 高等学校				
		科 学年				
	所在地	市・区・町・村 丁目 番 号				
	電 話					
保 証 人 ※	氏名	生年 月日	年 月 日	本人と の関係		
	現住所	市 町 丁目 番 号 (アパート・マンション名等)				
	連絡先	(日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。)				
家 族 の 状 況	続柄	氏名	年 齢	職 業	学年	年 収
	父		歳		/	円
	母		歳		/	円
	本人		歳		年	円
			歳		年	円
			歳		年	円
			歳		年	円

※ 保証能力があり、一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいる方 (保護者でも可)

奨 学 金 希 望 理 由	(勉学への意欲又は将来の展望を交えて、出願者本人が記載してください。)			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
家 庭 状 況	(この1年間に該当する状況があり、現在も継続している場合はレ印)			
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 主に生活を営む者が失業 <input type="checkbox"/> 同居する家族が、6か月以上療養している。 <input type="checkbox"/> 非常災害に被災した。 <input type="checkbox"/> その他 [
年 間 学 費 等	授 業 料	円	交 通 費	円
	学 校 納 付 金	円	そ の 他	円
	書 籍 学 用 品	円	合 計	円
同 意 書	奨学生選定のため、市の公簿等の確認をすることに同意します。 (世帯全員の方が自署してください。)			
			
小金井市奨学資金支給条例による奨学金の支給を受けたく、連署の上申請します。 なお、同種の奨学金は受けていません。				
(宛先) 小金井市長				
年 月 日				
本 人 (自署)				
保 証 人 (自署)				

小金井市奨学生推薦調書														
被推薦者	氏名													
	所属	立 大学 高等専門学校 高等学校												
	科	学年												
行動の記録※	自 主 性	正 義 感	責 任 感	根 気 強 さ	健 康 安 全 の 習 慣	礼 儀	協 調 性	判断及び情緒の傾向					特記事項	
								公 正 さ	慎 重 さ	合 理 性	客 観 性	情 緒 の 安 定		明 朗 性
人物、家庭、課外活動所見その他推薦参考事項														
担当教諭（記載者）氏名														

(宛先) 小金井市長 奨学生として推薦します。 年 月 日 学校長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;">職印</div>
--	---

※ 行動の記録は、A・B・Cの段階記号により記入してください。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(奨学生の出願)</p> <p>第2条 奨学生となることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出して出願しなければならない。</p> <p>(1) <u>小金井市奨学生出願書</u> (様式第1号)</p> <p>(2) <u>小金井市奨学生推薦調書</u> (様式第2号)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(選考基準)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により定める選考基準は、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) <u>学業及び操行</u>に関する判定基準</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(奨学生の出願)</p> <p>第2条 奨学生となることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出して出願しなければならない。</p> <p>(1) <u>奨学生出願書</u> (様式第1号)</p> <p>(2) <u>奨学生推薦調書</u> (様式第2号)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(選考基準)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により定める選考基準は、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) <u>学業、操行及び身体</u>に関する判定基準</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>様式名称の変更</p> <p>選考基準から身体を削除</p>

議案第11号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を裏面「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表」のとおり委嘱する。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

（提案理由）

令和3年3月31日付けをもって学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するため本案を提出するものであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覽表

(小学校)

	職名	氏名
一 小	内科医	宮本 諭
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	高見 澤 充
	歯科医	古田 昭彦
二 小	薬剤師	高山 実香
	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	高見 澤 充
三 小	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	柴崎 恵美子
	内科医	小林 久滋
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
四 小	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	菊田 隆夫
	薬剤師	宇山 和江
	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
東 小	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
	内科医	齋藤 寛和
前 原 小	眼科医	三田 覚子
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	三村 義仁
	薬剤師	崎川 康子
本 町 小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	尾本 周子
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	黒米 哲也
緑 小	薬剤師	村藤 康裕
	内科医	三澤 多真子
	眼科医	安田 佳守臣
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 眞理子
南 小	歯科医	田中 康雅
	薬剤師	村藤 康裕
	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
南 小	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
	内科医	羽木 裕雄
	眼科医	尾本 周子
南 小	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	谷中 みゆき
薬剤師	宇山 和江	

(中学校)

	職名	氏名
一 中	内科医	久我 治子
	眼科医	安田 佳守臣
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二 中	内科医	富永 智一
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美子
	薬剤師	崎川 康子
東 中	内科医	内山 雅之
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	岩崎 宏
	薬剤師	高山 実香
緑 中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	木所 義博
	薬剤師	柴崎 恵美子
南 中	内科医	竹田 和義
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	生駒 光子
薬剤師	富子 浩子	

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第12号

令和3年度市立小・中学校学校運営協議会の設置について

学校運営協議会を別紙のように設置する。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市学校運営協議会に関する規則第3条の規定により、小金井市立小金井第一小学校、小金井市立前原小学校及び小金井市立南中学校に学校運営協議会を設置するため、本案を提出するものであります。

令和3年度市立小・中学校学校運営協議会の設置について

小金井市学校運営協議会に関する規則第3条の規定により、下記のとおり学校運営協議会を設置する。

1 設置する学校

小金井市立小金井第一小学校

小金井市立前原小学校

小金井市立南中学校

2 設置日

令和3年4月1日

3 設置目標

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、学校と地域が共通の目標やビジョンをもち、地域一体で子供たちを育むことで、「地域とともにある学校づくり」の実現を図り、学校と地域が一体となって子供たちの健やかな成長を育むための施策である。

小金井市立学校では、これまでも地域とともにある学校づくりの実現に向けて取り組んできたところである。今後、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の設置を推進することにより取組を発展させ、地域、保護者、団体等と学校が一体となって、教育活動を行うことができる学校の実現を目指す。

将来的には、市立小中学校全校において学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を目標としているが、設置校での取組を参考にできるよう、段階的に設置校を増やしていく。

4 設置理由

小金井市立緑小学校（以下「緑小」という。）では、平成30年度、令和元年度にかけて学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の研究に取り組み、令和2年度より学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入された。

緑小では、学校運営協議会において積極的な熟議が行われ、地域、保護者と学校が一体となって教育活動を行う意識が高まったと報告を受けている。また、地域コーディネーターが中心となり、地域学校協働活動の充実が図られている。

今年度実施した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）設置希望調査において、小金井市立小金井第一小学校、小金井市立前原小学校、小金井市立南中学校が、令和3年度からの学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入を希望し、緑小の取組成果をもとに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、地域との連携を積極的に推進しているところである。

上記3校において、学校運営協議会制度の導入について聞き取りを行った結果、協議会への移行を円滑に行うことができる体制が整っていることや、協議会の体制を導入することで、主体的で生産性の高い話し合いができること、地域学校協働活動における地域コーディネーターの体制の基盤を構築することで、地域との協働体制を整えることが可能である状況であった。

小金井型の学校運営協議会制度は、協議会と地域学校協働活動が相互に補完し、高め合う存在として両輪となって相乗効果を発揮していくことを目指しているところである。上記3校は小金井型の学校運営協議会制度を導入する基盤が整っており、令和3年度に上記3校に協議会を設置することは、地域に開かれた学校の実現に繋がるものと考えため、協議会を設置する。

議案第13号

令和3年度市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について

小金井市学校運営協議会に関する規則第8条の規定に基づき、市立小・中学校学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井第一小学校、前原小学校、南中学校に新たに学校運営協議会を設置すること及び緑小学校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、学校運営協議会委員の委嘱を行う必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井第一小学校学校運営協議会委員名簿

ふりがな 氏 名	所属・役職等
いしかわ ゆうか 石川 優香	PTA役員
はただ まいこ 畑田 麻衣子	PTA役員
うちだ みほ 内田 美帆	元PTA会長
うらの ともみ 浦野 知美	主任児童委員
くろほり せいいち 黒堀 誠一	少年野球チーム代表
たむら ゆういち 田村 裕一	少年サッカーチーム代表
とみざわ ともよ 富澤 智代	放課後子ども教室推進委員長
ふじうら だいすけ 藤浦 大輔	おやじの会代表
おおほり ゆきえ 大堀 由紀江	公募委員
しもぐち ちあき 下口 千秋	公募委員

前原小学校学校運営協議会委員名簿

ふりがな 氏 名	所属・役職等
かじの まさし 梶野 政志	ライオンズクラブ会長
かめだ としお 亀田 俊夫	東京工学院専門学校学院長
こじま くみこ 小嶋 久美子	前原町会
さいとう たけし 斎藤 武	東京都子供会育成連合会長
ただ のりこ 多田 典子	健全育成南部地区委員
むらさわ ときい 村澤 トキイ	民生・児童委員
やまだ ひとみ 山田 仁美	貫井南児童館
そりまち さとこ 反町 聡子	前PTA会長
いとう まみ 伊藤 真未	PTA代表
いまなか きょうへい 今中 京平	公募委員
もりた かよこ 森田 佳代子	公募委員

緑小学校学校運営協議会委員名簿

ふりがな 氏 名	所属・役職等
ごとう みきよし 後藤 幹芳	元PTA会長
おおた よしこ 太田 吉子	民生委員児童委員
かつみ ただし 勝見 正	障害者福祉センター長
こまの あいこ 駒野 愛子	元PTA副会長
たかいら けんいち 高井良 健一	東京経済大学教授
むらい よしひさ 村井 芳久	健全育成中央地区委員会
もり なおと 森 直人	緑児童館主査
やぎ なおこ 八木 尚子	健全育成北部地区委員会
よしだ みちこ 吉田 路子	放課後子ども教室推進委員長
まちたに みか 町谷 美加	公募委員
ふじき おうこ 藤木 桜子	公募委員

南中学校学校運営協議会委員名簿

ふりがな 氏 名	所属・役職等
おがた すみこ 緒方 澄子	民生児童委員
ふちがみ なおみ 淵上 直美	民生児童委員
あまの きとひこ 天野 達彦	東自治会会長
あらい のぶお 新井 伸夫	前原五丁目自治会代表
まつしま ゆか 松嶋 有香	健全育成
どうじょう まゆみ 道城 まゆみ	元PTA会長
いしはら かおり 石原 芳	PTA代表
たかはし みわこ 高橋 美和子	PTA代表
はしもと ひろとし 橋本 治祐	公募委員
やすむら ともひろ 安村 知宏	公募委員

議案第14号

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員について、別紙のとおり委嘱する。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会について、委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

任 期 令和3年 4月 1日から
令和5年 3月31日まで

区分	氏名	所属等
学識経験を有する者	今城 徹	玉川大学客員教授
弁護士	坂井 愛	齋藤総合法律事務所弁護士
心理に関する専門的な知識を有する者	小林 正幸	東京学芸大学教授
福祉に関する専門的な知識を有する者	梅山 佐和	東京学芸大学講師
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	浅香 真知子	東京学芸大学特任准教授・医師

議案第15号

第4次小金井市子ども読書活動推進計画について

第4次小金井市子ども読書活動推進計画を別紙のとおり策定する。

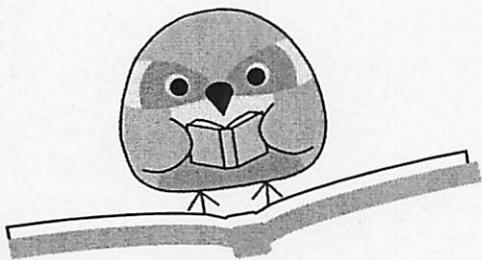
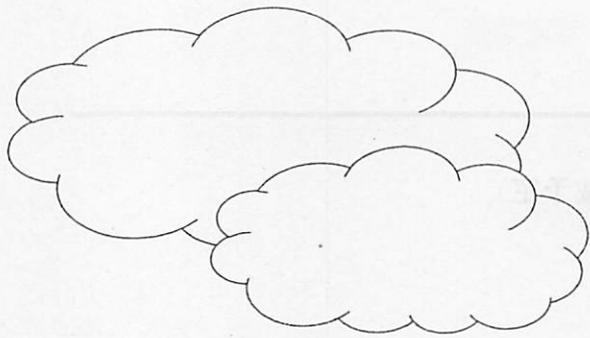
令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会

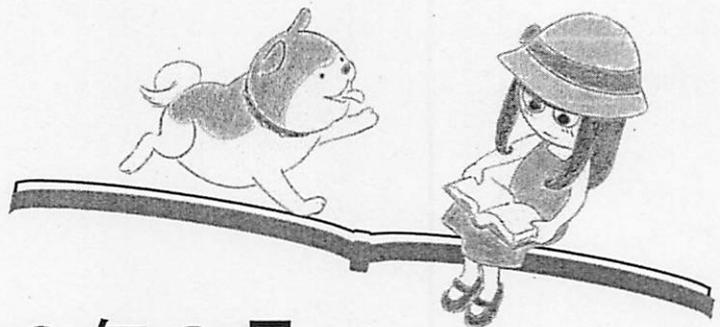
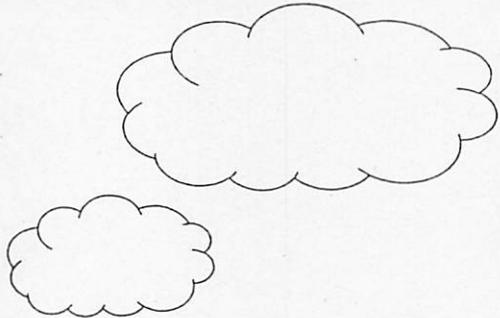
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、第4次小金井市子ども読書活動推進計画を策定する必要があるため、本案を提出するものであります。

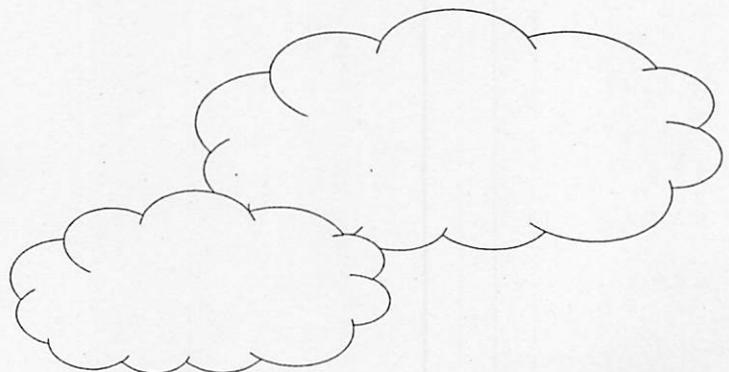


第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）



令和3年3月

小金井市教育委員会



はじめに

小金井市教育委員会教育長の言葉、後日掲載予定

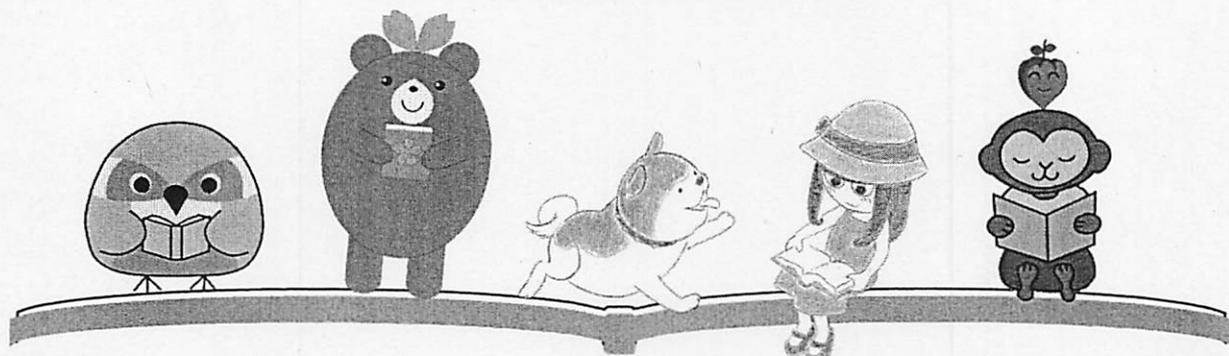
目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」の取組と成果.....	6
(1) 家庭・地域の取組（図書館）.....	6
(2) 図書館の取組（図書館）.....	6
(3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）.....	8
(4) 読書活動と関わりのある生涯学習機関（公民館・生涯学習課）.....	8
(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援 課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）.....	9
(6) 啓発・広報などの推進（指導室・図書館）.....	10
3 今後の国・東京都の課題.....	10
(1) 国・東京都の状況.....	10
(2) 国・都・本市の課題.....	11
4 今後の本市の課題.....	13
(1) 家庭・地域の取組（図書館）.....	14
(2) 図書館の取組（図書館）.....	14
(3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）.....	14
(4) 読書活動と関わりのある生涯学習部署（公民館・生涯学習課）.....	15
(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援 課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）.....	15
(6) 啓発・広報などの推進（指導室・図書館）.....	15
第2章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方.....	16
1 目的.....	16
2 計画の対象.....	16
3 基本方針.....	16
4 計画の目標.....	17
5 計画の期間.....	17
第3章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組.....	18
1 家庭・地域の取組.....	18
(1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援.....	18
(2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援.....	18
2 図書館の取組.....	19

(1) 読書環境の充実	19
(2) 読書活動の支援	19
(3) 学校及び関係施設との連携.....	20
(4) 関係団体との連携.....	20
3 学校・学校図書館の取組.....	21
(1) 各市立学校での支援	21
4 読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組.....	22
(1) 公民館.....	22
(2) 生涯学習課.....	22
5 子どもと関わりのある諸機関（保育園・児童館など）の取組.....	23
(1) 保育園（保育課）	23
(2) 児童館、学童保育所（児童青少年課）	23
(3) 子ども家庭支援センター（子育て支援課）	23
(4) 保健センター（健康課）	24
(5) 障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）	24
6 啓発・広報などの推進	24
(1) 図書館からの情報発信.....	24
(2) 各学校からの情報発信.....	25
第4章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進	26
1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック 教育の推進	26
(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進.....	26
2 図書館の取組.....	26
(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	26
【参考】 第4次小金井市子ども読書活動推進計画 第3章 第4章 事業一覧表.....	27
1 家庭・地域の取組	27
(1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援.....	27
(2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援	27
2 図書館の取組.....	28
(1) 読書環境の充実	28
(2) 読書活動の支援	28
(3) 学校及び関係施設との連携.....	29
(4) 関係団体との連携.....	31

3	学校・学校図書館の取組.....	31
(1)	各市立学校での支援.....	31
4	読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組.....	33
(1)	公民館.....	33
(2)	生涯学習課.....	33
5	子どもと関わりのある諸機関の取組.....	34
(1)	保育園（保育課）.....	34
(2)	児童館、学童保育所（児童青少年課）.....	35
(3)	子ども家庭支援センター（子育て支援課）.....	35
(4)	保健センター（健康課）.....	36
(5)	障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）.....	36
6	啓発・広報などの推進.....	36
(1)	図書館からの情報発信.....	36
(2)	各学校からの情報発信.....	38
7	オリンピック・パラリンピック.....	39
(1)	各学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック 教育の推進.....	39
(2)	図書館の取組.....	39
【参考】	第4次小金井市子ども読書活動推進計画 事業別年齢対照表.....	40
【資料編】	42
資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律.....	43
資料2	小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱.....	45
資料3	小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置 要綱.....	47
資料4	小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過.....	49

小金井市立図書館 キャラクター



とりこ
(本館)

ひがぼん
(東分室)

ぶっく ミドリちゃん
(緑分室)

ヤン猿&ずっきー
(貫井北分室)

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

小金井市（以下、「本市」という。）では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、平成16年度から平成20年度までの5年計画として「小金井市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策53項目を掲げ、一定の成果を上げてきました。平成20年度が終期となることから、引き続き本市の子ども¹の読書活動推進のために、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画として「第2次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。

その後、第2次計画の上位計画である第2次小金井市生涯学習推進計画は、さらに上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画との計画期間のずれを解消するため、平成27年度まで延伸されたことを受け、第2次計画についても平成27年度まで2年間延伸することとしました。

そして、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画として、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第3次計画」という。）」を策定しました。第3次計画では、年齢に応じた取組を行った他、学校や保育園などの子どもと関わりのある機関との連携強化を図りました。特に学校への団体貸出については、貸出パックを導入するなどの制度の見直しを図ることでサービスの拡充に努めました。さらに競技種目やスポーツ、異文化交流といった広い視点で、令和3年度に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関連した読書活動などを新たに実施しました。

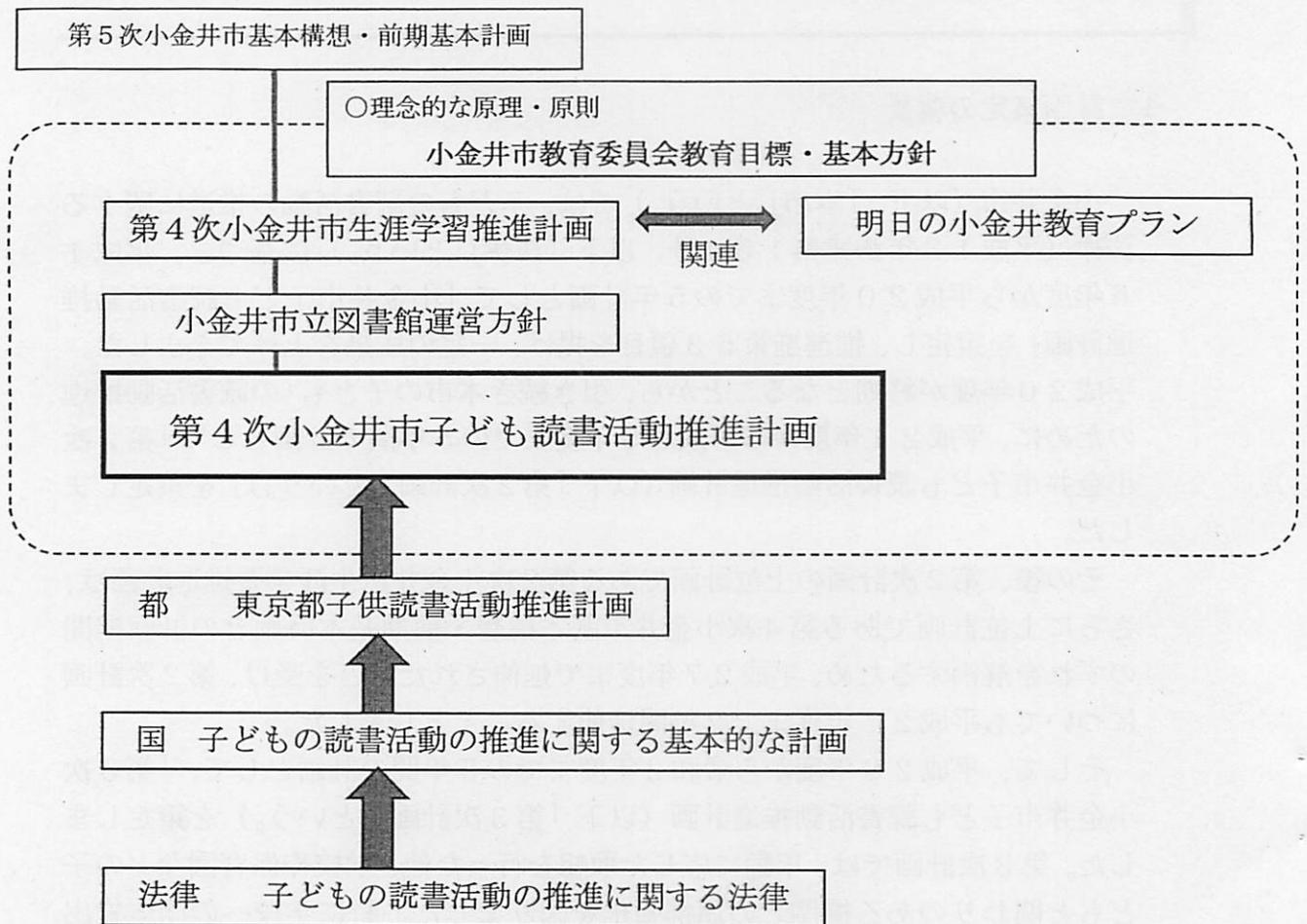
¹ 本計画における「子ども」は0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

乳幼児：0歳から7歳未満の小学校に上がる前の子ども

小学生・中学生：小学校、中学校などに通う子ども

YA（ヤング・アダルト）世代：おおむね12歳から18歳までの青少年期世代

【図1：計画の位置づけ】



第4次小金井市子ども読書活動推進計画（以下、「本計画」という。）は、法律第9条第2項に基づき、第3次計画に続く小金井市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。本計画の策定にあたっては、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）の内容を参考としました。

また、本市の教育委員会の教育目標及び方針である以下の内容を踏まえて策定をしています。

小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が活かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

(令和2年1月14日 小金井市教育委員会決定)

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の^{かん}涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成31年2月12日 小金井市教育委員会決定)

本計画は、第3次計画では取組を乳幼児、小学生・中学生、YA（ヤング・アダルト）世代や、特別な支援を必要とする子どもに分けていましたが、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿い、主に施設別の取組を示すものとししました。また、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年2月）の内容を参考とししました。

2 「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」の取組と成果

本市では、平成28年度に第3次計画を策定してから、毎年度施策の実施状況を点検し、各種施策を実施してきました。第3次の進捗状況は、実施した実績値で記載し、「事業実績自己評価」と「評価の理由」を記載し、点検してきました。

「事業実績自己評価」評価基準については、以下の3区分に分類しています。

- A 計画どおりにできた
- B 概ね計画どおりにできた（事業目標をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する）
- C できなかった

毎年度の進捗状況は、小金井市立図書館ホームページに掲載しました。

以下は、第3次小金井市子ども読書活動推進計画の5年間の取組と成果について、主に施設別に分けて記載します。

(1) 家庭・地域の取組（図書館）

読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、乳幼児向け推薦図書パンフレットの作成を継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図りました。平成28年に、「赤ちゃん向け絵本リスト」を改訂しました。

(2) 図書館の取組（図書館）

① 乳幼児向けの取組

図書館各館での読み聞かせを市民協働により継続的に実施し、図書に触れる機会を創出する取組を行ってきました。

0歳から2歳までの子どもと保護者を対象に、本館、東分室で、おはなし会を開催しました。

3歳から小学校低学年程度までの子どもを対象に、本館、東分室、緑分室、貫井北分室でおはなし会を開催しました。

また、図書館各館での読み聞かせのPRを市報、HP掲載、チラシ配布により努めてきました。平成29年度から、おはなし会のうち、特

に子ども達に人気のあった絵本の中から図書館員が選んだ絵本を掲載した「読み聞かせ絵本リスト」を作成しました。

② 小学生向けの取組

自主的に図書館に来館してもらえるように、新小学校1年生向けに「かよい袋の配布」を行いました。

市立小学校に、図書館の図書を学級ごとに貸し出す団体貸出のサービスを各学期に行うことにより、各学級での読書活動を推進してきました。令和元年度からは、小学校全学年向けに、「学級文庫用団体貸出パック」を作成し、貸出を開始しました。

また、令和元年度から、小学生が地域について学ぶことができる資料として、子ども地域発見シート「小金井わくわくたんていだん」を作成しました。

③ 小学生・中学生向けの取組

図書館職員が市立小学校の1年生を訪問する「学校訪問」の他、学校への訪問、図書館訪問の受け入れを行い、新たに図書に興味を持つ小学生・中学生が増えるように努めました。小学生以上を対象に、ビブリオバトル²を開催しました。

また、学校等が必要とする図書の貸出、「調べ学習への支援」も行いました。

その他、小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会、学校司書との交流会の場で交流を深め、双方の現状の認識を共有化し連携することで、児童の読書活動の推進に努めていきました。

④ 中学生・高校生向けの取組

中学生は、職場体験学習、高校生は、校外学習で、受け入れを行いました。

また、年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、YA世代

² ビブリオバトル：参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催し

向けに、定期的に、「きたまちYAひろば」を開催しました。

⑤ 特別な支援を必要とする子ども向けの取組

特別な支援を必要とする子どもに適切な図書を選定した他、市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援してきました。

(3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）

各学校では、各教科等における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が図書に親しみ、図書を読み、読書習慣を身に付けることができるように支援してきました。

小学生・中学生が、学校で図書に触れる機会を作るために、各学校で、読書活動推進計画を策定しました。

小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実のために、朝読書の時間の設定、読書週間・読書旬間を実施しました。

学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、配架³の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行ってきました。

また、市民活動団体などとの連携により、各学校で、朝読書によるブックトーク⁴や読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理等実施し、読書活動を推進してきました。

(4) 読書活動と関わりのある生涯学習機関（公民館・生涯学習課）

本市では、図書館と公民館と連携して、共催事業を行い、効果的に読書活動の推進を図りました。また、講座の開催時には、関係図書の紹介、案内を行いました。生涯学習課では、市民協働により継続的に放課後子ども教室での読み聞かせ教室を開催し、図書に触れる機会の充実に努めてきました。

³ 配架：個々の図書館資料を、請求記号などの所定の配列順序に基づいて、書架上に並べること

⁴ ブックトーク：図書館員が子どもや成人の集団を対象にして、何冊かの本の内容を紹介すること

(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）

子どもの読書への関心は乳幼児期からの親と子の関わり、社会との関わりの中で育まれます。図書館、学校だけでなく、子どもの発育に関わる各施設、各機関においても計画を推進し、働きかけてきました。

公立保育園では、絵本や紙芝居の質の向上を図るために、絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リストなどを参考にして購入を検討してきました。

また、職員間での情報交換により、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実を目指してきました。園内では、乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本を選びやすいようにするなどの配慮を行い、絵本に触れる環境の充実に努めてきました。幼児クラスにおいては、保育園所蔵の絵本の貸出を継続して実施し、家庭での読書活動の充実を支援してきました。その他、私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的開催している園長会等で情報交換をしました。

児童館では、図書に触れる機会を増やすため、地域の関係団体が行う読み聞かせの場の充実を図りました。また、児童館・学童保育所の各施設を利用する小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図りました。

子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでは、図書コーナーを設置し、年齢、季節を考慮した絵本を配置した他、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、親子のコミュニケーションの充実を図りました。

また、健康課では、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、3～4か月健診の場で、絵本を配布するブックスタート⁵事業を継続しました。

特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るための取組を実施しました。図書館職員が、18歳未満の子どもと保護者を対象に、専門的な療育や支援を行っている、小金井市児童発達支援センター

⁵ ブックスタート：絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動

「きらり」(以下「きらり」という。)へ訪問し、情報交換を行い、連携を図ってきました。また、図書館に「きらり」の職員が訪問し、必要な図書を借りて、「きらり」内の待合室に置くなどの取組を行いました。

(6) 啓発・広報などの推進(指導室・図書館)

子どもやその保護者等に子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを知らせてきました。

図書館では、4月23日の「子ども読書の日」にあわせて、「読み聞かせ絵本リスト」の配布を全館で実施した他、図書に関するテーマ展示をし、「子ども読書の日」、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りをしました。

また、読書に時間を割くことが難しいYA世代向けに、YA世代向けの図書や読書についての情報が記載してある機関誌「KITAMACHIユース」を発行しました。

市立小中学校では、継続して読書活動の実践事例等を収集し、学校図書館担当者会の場で、各学校の実践事例を周知していきました。

また、市立小中学校の小学生・中学生を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しました。

3 今後の国・東京都の課題

(1) 国・東京都の状況

国では、平成25年5月に「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、不読率(1ヶ月に1冊も本を読まなかった子どもの割合)について、10年間で不読率の半減を目指しました。平成24年度には小学生4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%でしたが5年後の平成29年度には、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年後の令和4年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下の目標値を掲げました。

平成30年4月には「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成29年度の不読率が小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であったことを踏まえて、年により不読率の数値に変動は

あるものの、これまで各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、中学生と高校生の不読率は改善傾向にあるが、一方で、高校生の不読率は依然として高い状況であること、また、いずれの世代においても、「第三次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」で定めた進捗での改善は図られていないことから各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要であるとしています。

また、東京都は、平成27年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、「第二次東京都子供読書活動推進計画」における取組を基本としながら、子どもの成長に応じた不読率の改善及び読書の質を高めるための取組、取組充実のための読書環境の整備を具体的に示しました。

(2) 国・都・本市の課題

文部科学省では、全国的に子ども達の学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」を平成19年度から実施しています。「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査（国語、算数、数学、英語）の他、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を行っています。「平成31年度全国学力・学習状況調査」のうち、子どもの読書に関する調査結果を抜粋して以下のとおり、記載します。

Q 読書は好きですか

小学6年生

(単位：%)

	当てはまる	どちらかとい えば、当ては まる	どちらかとい えば、当ては まらない	当てはま らない	その他 無回答
小金井市 (H31)	45.9	31.8	15.5	6.7	0.1
東京都	45.7	29.4	16.3	8.4	0.1
全国	44.3	30.7	16.7	8.3	0.1
小金井市 (H27)	51.9	17.5	18.1	12.6	0.0

中学3年生

(単位：%)

	当てはまる	どちらかとい えば、当ては まる	どちらかとい えば、当ては まらない	当てはま らない	その他 無回答
小金井市 (H31)	40.3	24.9	17.5	17.0	0.3
東京都	37.4	28.7	19.5	14.2	0.1
全国	38.9	29.1	19.1	12.8	0.1
小金井市 (H27)	41.5	23.0	19.3	16.2	0.0

Q 学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、
読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)

小学6年生

(単位：%)

	2時間 以上	1時間以 上、2時 間未満	30分以 上、1時 間未満	10分以 上、30分 未満	10分 未満	全くし ない	その他 無回答
小金井市 (H31)	9.5	15.1	23.9	24.7	14.6	12.1	0.1
東京都	8.0	12.7	22.9	24.8	14.0	17.5	0.0
全国	7.0	11.3	21.5	25.9	15.6	18.7	0.0
小金井市 (H27)	8.9	13.9	23.1	24.1	15.4	14.5	0.1

中学3年生

(単位：%)

	2時間以上	1時間以上、2時間未満	30分以上、1時間未満	10分以上、30分未満	10分未満	全くしない	その他無回答
小金井市(H31)	3.9	7.4	15.8	25.7	14.5	32.6	0.2
東京都	4.7	7.4	14.0	24.3	15.5	34.0	0.1
全国	4.8	7.6	14.6	23.4	14.8	34.8	0.1
小金井市(H27)	6.8	8.0	16.2	24.4	15.4	29.1	0.1

読書が好きかどうかの割合について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小金井市の小学6年生は77.7%で、東京都平均(75.1%)や全国平均(75.0%)より高くなっています。一方、中学3年生では小金井市が65.2%であり、東京都平均(66.1%)や全国平均(68.0%)より低くなっています。また、平成27年度の同調査では「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小金井市の小学6年生は69.4%、中学3年生は64.5%であったため、平成27年度と比較すると小学6年生で8.1%、中学3年生で0.7%高くなっています。

次に、普段(月～金曜日)の読書時間(以下、「平日の読書時間」という。)については、「全くしない」と回答した小金井市の小学6年生は12.1%、中学3年生では32.6%で、東京都平均や全国平均より低くなっています。また、平成27年度の同調査では「全くしない」と回答した小金井市の小学6年生は14.5%、中学3年生は29.1%であったため、平成27年度と比較すると小学6年生で2.4%低く、中学3年生は3.5%高くなっています。

本調査の結果から、第3次子ども読書活動推進計画策定前の平成27年度の数値より小金井市の小学6年生の平日の読書時間については、これまでの取組による一定の成果が出ているものと考えられます。しかしながら、小金井市の中学3年生の平日の読書時間については、今後も取組が必要と考えます。

4 今後の本市の課題

以上のことを踏まえ、本市での課題は次のとおりです。

(1) 家庭・地域の取組（図書館）

子どもが自主的に図書を読むためには、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築が必要です。

就学前から読み聞かせなどで習慣的に図書に触れることや印象に残る読書体験ができるようになるためには、保護者から乳幼児へ読み聞かせをすることの重要性や、読み聞かせのための情報提供など、図書が身近なものとなる環境整備の取組が必要です。また、今後も引き続き、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築が必要です。

(2) 図書館の取組（図書館）

読書離れの傾向は、年齢が上がるにつれ顕著になっています。

一人ひとりの子どもに対して、子どもたちの求める自由で開放的な雰囲気の中で、図書と子どもを結び、読書の楽しみを伝えるとともに、子どもたちが自立した読書・図書館利用者となるよう支援をします。特別な支援を必要とする子どもたちも図書を楽しめる環境となるように、更に整備をします。

子どもたちの読書活動推進のために、図書館と保育園、児童館などの他の公共機関との協力を進める必要があります。

今後も地域関係団体と協働しておはなし会を実施する他にも、教育現場（小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会、学校司書等）との交流を深め、双方の現状の認識を共有化し連携することで、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

特に、進学、就職、部活などで図書を読む時間の確保が困難な時期であるYA世代については、YA世代が興味を持って読めるような図書が身近にある環境を整えること、休息としての読書の啓発や催しの実施などの取組が必要です。

(3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）

各学校では、各教科における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が図書に親しみ、図書を読み、読書習慣を身に付けることができるように支援を行います（指導室・学務課）。

(4) 読書活動と関わりのある生涯学習部署（公民館・生涯学習課）

公民館と図書館と連携して、共催事業を行い、効果的に読書活動の推進を図る必要があります。また、放課後子ども教室で、子どもと本を結ぶ取組を実施します（公民館・生涯学習課）。

(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）

子どもの読書への関心は乳幼児期からの親と子の関わり、社会との関わりの中で育まれます。今後も、図書館、学校だけでなく、子どもの発達に関わる各施設、各機関においても計画を推進し、連携しながら働きかける必要があります（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）。

また、子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでの読み聞かせなどや、3～4か月健診の場で絵本を配布するブックスタート事業で、子どもと図書を結び付ける活動を実施する必要があります（子育て支援課、健康課）。

引き続き、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るための取組が必要です（自立生活支援課）。

(6) 啓発・広報などの推進（指導室・図書館）

読書活動の活性化を図るため、図書館、各学校で子どもやその保護者などに子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを啓発し、広めていくための取組を実施する必要があります（指導室・図書館）。

第2章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考

え方

1 目的

本計画は、法律第2条に規定されている「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」を基本理念におき、図書を通じて豊かな感性・経験・知識等が育まれ、子どもの健やかな成長につながることを目的に策定しました。

2 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

3 基本方針

本計画では関係施設との連携を主に考え、小金井市が今後5年間に実施する取組を明らかにします。

また、本計画は図書館が主体となり、庁内検討委員会及び作業部会の開催によって関係各課と協議し、図書館協議会に報告し、ご意見をいただきながら、策定しました。本計画の推進における進捗状況についても同委員会及び作業部会が点検を行っていく他、図書館協議会に報告し、ご意見をいただきながら、点検していきます。

4 計画の目標

以上を踏まえ、本計画は次に挙げる計画の目標に則り策定します。

(1) 1か月に1度は図書を読むように図書に触れる機会を作る。

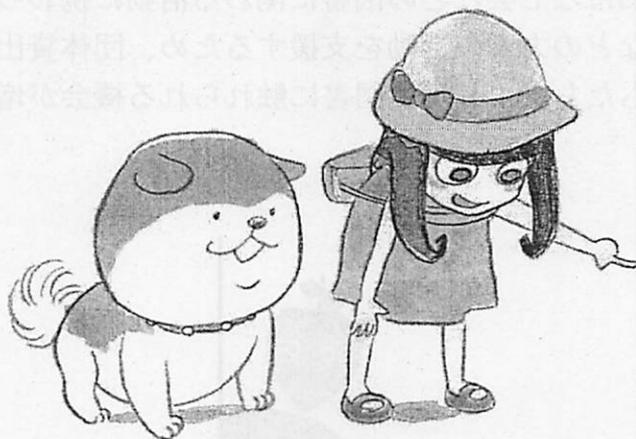
(2) 自主的に図書を読めるよう読書の質の向上を図る。

(3) 関係施設との連携などによる図書の充実や読書環境の整備を図る。

(4) 市と関係施設、市民活動団体などとの相互の連携・協力により、子どもと図書を結ぶ取組を行う。

5 計画の期間

本計画の推進期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しを行います。



第3章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための

取組

1 家庭・地域の取組

子どもの言葉を豊かにし、想像力を高め、自然や社会環境など、身の周りに起こるさまざまな出来事に関心を持たせるため読書の楽しさを体験させ、自主的な読書習慣を身につけさせる一番身近な場所は、家庭であり、地域です。その家庭や地域において、子どもたちがこれまで以上に図書に親しめるようにするために、次の事業を実施していきます。

(1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援

① 0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会の実施

読み聞かせや絵本を媒介としたコミュニケーションの大切さを啓発するために、0歳児から2歳児と保護者向けのおはなし会を継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図ります。

(2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援

① 地域文庫やサークルなどへの支援の充実

地域でおはなし会などの図書に関わる活動に携わっている地域文庫やサークルなどの方々の活動を支援するため、団体貸出のサービスを実施し、子どもたちがより良い図書に触れられる機会が増えるように努めます。



2 図書館の取組

図書館は、小金井市における子どもの読書活動の拠点として、子どもの読書活動を推進していきます。図書館は読書活動と資料に関する専門機関であり、図書館が読書活動を推進していきます。

(1) 読書環境の充実

① 成長に合わせた図書の提供

子どもの成長に合わせた蔵書構成を保つため、図書購入費を維持または必要に応じて増額をし、魅力ある選書を行います。

② 展示図書の充実

季節の行事だけでなく工夫を凝らしたテーマ展示を行い、様々な図書を手に取ってもらえるように努めます。

③ コーナーの充実

図書館への親しみを感じてもらい、利用の拡充を図るため、児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーの装飾や書架の見直しを行います。

(2) 読書活動の支援

① 3歳から小学校低学年向けおはなし会の充実

図書や物語の世界に親んでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるように、3歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会を実施します。

② 継続的なイベントの実施

読書の機会や図書館への来館のきっかけづくりとなるように、様々な世代に向けたイベントや講座を継続して実施します。

③ 子どもの図書館運営への参加

図書館がよりお気に入りの空間となるように、YAサポーターの活動などによって図書館の運営に携わってもらいます。

④ 配慮が必要な子どもへのサービスの充実

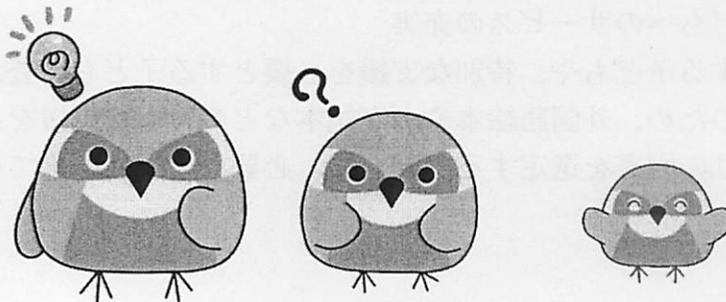
外国語を母語とする子どもや、特別な支援を必要とする子どもの豊かな読書活動の支援のため、外国語絵本や点字絵本などの特別な支援を必要とする子ども向けの図書を選定するとともに、必要な体制について検討します。

(3) 学校及び関係施設との連携

- ① 市立学校などへの団体貸出の充実
各学級で読書の機会を身近に感じ、また、授業で必要とする図書の提供を支援するため、団体貸出パックなどの資料をそろえるとともに、より利用しやすい貸出や配本のシステムを研究します。
- ② 幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出
幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関に、絵本や紙芝居などを貸出し、子どもたちがより良い図書に触れられる機会が増えるように努めます。
- ③ 学校及び関係施設への訪問の実施
図書や図書館職員に親しみを持ってもらうため、学校や小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します。
- ④ 図書館見学・職場体験の受入れ
図書館をより身近に感じてもらうため、図書館見学や職場体験の受入れを行っていることを周知し、受入れの体制を整えます。
- ⑤ 関係機関との情報共有
学校及び関係施設との関係を密にし、子どもの読書活動の推進について連携を行うため、交流会などの場を設け、情報共有を図ります。

(4) 関係団体との連携

- ① 地域ボランティア団体との協働
講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり、ボランティア団体の活動支援を行うとともに、図書館においてボランティア団体によるおはなし会を実施することで、図書館とボランティア団体が協働して子どもたちが図書に触れる機会の充実に努めます。
- ② 図書館資料の再活用
図書館の除籍図書や寄贈図書を有効活用し、市内の保育園及び幼稚園、学校、ボランティア団体にリサイクル図書として提供します。



3. 学校・学校図書館の取組

各学校では、各教科における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が図書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるように支援しています。

また、各学校と市立図書館と学校関係者との連携を行いながら、子どもたちが読書の楽しさを知り、図書に触れる機会を作ります。また、子どもたちが、自主的に目的を持って図書を読めるように、次の事業を実施します。

(1) 各市立学校での支援

① 読書をする機会の工夫と充実

朝読書や読書週間・読書旬間などの全校一斉の読書活動やブックトーク、読み聞かせの読書活動を通して、図書に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。

② 読書活動推進計画の整備

学校読書活動推進委員会を中心に、全体で自校の実態や本計画に基づいて読書活動の全体計画を作成し、各学校図書館の活用をしていきます。

年間指導計画に位置づけることにより、全教職員が連携して読書活動を推進し、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成して、より充実した内容となるように努めます。

③ 地域との連携

ブックトークや読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理などのボランティア活動に、地域の人材の協力が得られるよう、積極的に働きかけ、家庭・地域と連携し、充実した読書活動に努めます。

④ 各学校図書館の整備

文部科学省からの通知により、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するために国が定めた図書基準（「学校図書館基準」昭和34年文部省制定）及び学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）に従い、購入、修理、廃棄を計画的に行うとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行います。また、学校関係者との情報交換を行い、蔵書の充実を図ります。

⑤ 学校図書館支援員の配置

各学校図書館の運営において、学校図書館支援員が読書活動充実のための環境の保持に努めていることで、授業における図書の活用や、図書の貸出や返却が円滑に行われています。各学校図書館支援員の配置を拡充し、各学校図書館が円滑に運営できるように努めます。

4 読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組

公民館や生涯学習課では、子どもが読書の楽しみを知り、また、身に付けた読書習慣を生涯にわたり継続できるように関係機関や関係団体と連携し、子ども読書活動を推進します。

(1) 公民館

① 図書に触れるきっかけ作り

公民館の主催講座の中で講座に関連する図書の紹介を積極的に行います。

② 図書館との連携

公民館と図書館とが互いに連携・協力し、読書活動推進に向けた各種事業を実施します。

③ 情報提供の拡充

読書活動の関連記事の掲載や掲示板などで広報を行い、読書活動推進の啓発活動を行います。

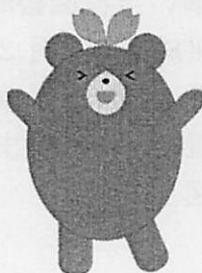
(2) 生涯学習課

① 図書に触れるきっかけ作り

放課後子ども教室において、ボランティアなどの協力を得ながら読み聞かせなどを実施し、子どもの読書活動を推進します。

② 読書活動団体への支援

読書活動を行っている団体などへの支援を行います。



5 子どもと関わりのある諸機関（保育園・児童館など）の取組

子どもの読書への関心は、乳幼児期の親子の関わり、社会との関わりの中で育まれます。子どもの発達に関わる各施設、各機関においても計画を推進していきます。

(1) 保育園（保育課）

- ① 図書の実充
各園の図書の増冊を検討していきます。
- ② 読書環境の整備
子どもが読書に関心を持てるよう、年齢や季節に応じた図書の配置を行うなどの環境整備に努めます。
- ③ 読書による親子のコミュニケーションの推奨
園だより、クラスだより、保護者懇親会などを通じて、家庭における親子読書を推奨します。
- ④ 図書の積極的な利用
絵本、物語を取り入れた保育活動を推奨していきます。
- ⑤ 絵本の貸出
絵本の貸出を行い、家庭で図書に触れる機会が増えるように努めます。

(2) 児童館、学童保育所（児童青少年課）

- ① 地域団体との連携
児童館において、紙芝居や読み聞かせを、地域の関係団体と連携して行っていきます。
- ② 読書環境の整備
各館、各所の読書活動の実態に合わせた図書コーナーの整備を図ります。

(3) 子ども家庭支援センター（子育て支援課）

- ① 読書環境の整備
図書コーナーの整備を図ります。
- ② 読書による親子のコミュニケーションの推奨
親子読書、読み聞かせの場の提供と絵本の紹介を行います。

(4) 保健センター（健康課）

① 読書による親子のコミュニケーションの推奨

3～4か月児健診の場で、読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を通して、読書による親子のコミュニケーションの充実を図ります。

(5) 障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）

① 図書に親しむ機会の提供

閲覧用図書の整備や、読み聞かせにより図書に親しむ機会の提供を図ります。

6 啓発・広報などの推進

子どもやその保護者などに子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを周知するため、次の事業を実施していきます。

(1) 図書館からの情報発信

① ブックリストの作成

乳児向け推薦図書や、おはなし会で読んだ絵本をまとめたリストを作成し、子ども・保護者に読んでもらいたい図書についての情報を発信します。

② 子ども向け地域資料の作成

小学生の児童が小金井市について調べる際の資料が不足しているため、子ども向け地域資料を作成し、地域の調べ学習に活用します。

③ インターネット・SNS の活用

図書館ホームページや Twitter を活用し、おはなし会や講座などの情報を広く発信し、必要としている保護者・子どもに届くよう更なる広報活動に努めます。また、おはなし会や講座などの実施に関して、インターネット活用の研究をします。

④ 読書に関するイベント情報の発信

市立図書館を中心とした読書活動に関する各種行事の情報を市立小中学校や書店などの民間企業などと連携を図りながら普及啓発を図ります。

⑤ YA 世代に向けた情報発信

読書に時間を割くことが難しい YA 世代に図書や読書についての情報が届けられるよう、定期的に広報誌を発行します。

⑥ 図書館キャラクターの活用

図書館に親しみが持てるように図書館キャラクターを活用します。

(2) 各学校からの情報発信

① 学校図書館における広報活動

市立小中学校図書館での活動や図書に関する情報を児童・生徒に周知するため、各校で工夫した図書の紹介活動を行います。

② 読書感想文コンクールの実施

市立小中学校の児童・生徒を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しています。読書感想文コンクールを通して、児童・生徒が読書に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験してもらい、読書に対する意欲の喚起と読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が読書後の印象や感動を文章で表現することにより、表現力の伸長を図ることに努めます。



第4章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の

推進

令和3年に開催を予定している東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツだけでなく、日本の伝統や文化、また障がいに対する理解を深める必要があります。

東京オリンピック・パラリンピック開催まで、本市で関係する各課が協力し、次の事業を実施します。

1 各学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて、各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める図書などの充実を図ります。

2 図書館の取組

(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介

幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などを著した学習・参考図書の充実を図ります。



【参考】第4次小金井市子ども読書活動推進計画

第3章 第4章 事業一覧表

1 家庭・地域の取組

(1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援

1	0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会の実施	所管	図書館
	(事業目標) 読み聞かせや絵本を媒体としたコミュニケーションの大切さを啓発するために、0歳児から2歳児と保護者向けのおはなし会を継続的に実施します。		
	(事業内容) ・0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会を実施		

(2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援

2	地域文庫やサークルなどへの支援の充実	所管	図書館
	(事業目標) 地域でおはなし会などの図書に関わる活動に携わっている地域文庫やサークルなどの方々の活動を支援するため、団体貸出のサービスを実施します。		
	(事業内容) ・おはなし会を実施しているボランティア団体への資料の貸出		

2. 図書館の取組

(1) 読書環境の充実

3	成長に合わせた図書の提供	所管	図書館
	(事業目標) 子どもの成長に合わせた蔵書構成を保つため、図書購入費を維持または必要に応じて増額し、魅力ある選書及び図書の購入を行います。		
	(事業内容) ・児童書の充実		
4	展示図書の充実	所管	図書館
	(事業目標) 季節の行事だけでなく工夫を凝らしたテーマ展示を行い、様々な図書を手に取ってもらえるように努めます。		
	(事業内容) ・テーマ展示の実施		
5	コーナーの充実	所管	図書館
	(事業目標) 図書館への親しみを感じてもらい、利用の拡充を図るため、児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーの装飾や書架の見直しを行います。		
	(事業内容) ・児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーへの定期的な装飾を実施 ・児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーの書架の見直しの検討		

(2) 読書活動の支援

6	3歳から小学校低学年向けおはなし会の充実	所管	図書館
	(事業目標) 図書や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、3歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会を実施する。		
	(事業内容) ・3歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会の実施		

7	継続的なイベントの実施	所管	図書館
	(事業目標) 読書の機会や図書館への来館のきっかけづくりとなるよう、様々な世代に向けたイベントや講座を継続して実施する。		
	(事業内容) ・様々な世代に向けたイベントや講座の実施		
8	子どもの図書館運営への参加	所管	図書館
	(事業目標) 図書館がよりお気に入りの空間となるよう、YAサポーターの活動などによって図書館の運営に携わってもらいます。		
	(事業内容) ・YAサポーターの活動		
9	配慮が必要な子どもへのサービスの充実	所管	図書館
	(事業目標) 外国語を母語とする子どもや、特別な支援を必要とする子どもの豊かな読書活動の支援のため、外国語絵本や点字絵本などの図書を選定するとともに、必要な体制について検討します。		
	(事業内容) ・点字絵本やL1ブック（やさしく読みやすい本）などハンディキャップのある子ども向けの図書の充実 ・外国語絵本など外国語を母語とする子ども向けの図書の充実 ・配慮が必要な子どもが図書館を利用するためのサービスを検討		

(3) 学校及び関係施設との連携

10	市立学校などへの団体貸出の充実	所管	図書館
	(事業目標) 各学級で読書の機会を身近に感じ、また、授業で必要とする図書の提供を支援するため、団体貸出パックなどの資料をそろえるとともに、より利用しやすい貸出や配本のシステムを研究します。		
	(事業内容) ・団体貸出のPR ・調べ学習用団体貸出作成を研究 ・学校への貸出サービスのあり方を研究		

11	幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出	所管	図書館
	(事業目標) 幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関に、絵本や紙芝居などを貸出し、子どもたちがより良い図書に触れられる機会が増えるように努めます。		
	(事業内容) ・読み聞かせ絵本リストの配布 ・幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関への団体貸出の充実		
12	学校及び関係施設への訪問の実施	所管	図書館
	(事業目標) 図書や図書館職員に親しみを持ってもらうため、学校や小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します。		
	(事業内容) ・小学校1年生向けに学校訪問の実施 ・小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問		
13	図書館見学・職場体験の受入れ	所管	図書館
	(事業目標) 図書館をより身近に感じてもらうため、図書館見学や職場体験の受入れを行っていることを周知し、受入れの体制を整えます。		
	(事業内容) ・図書館見学の受け入れ体制の構築 ・図書館見学及び職場体験カリキュラムの充実		
14	関係各課との情報共有	所管	図書館
	(事業目標) 学校及び関係施設との関係を密にし、子どもの読書活動の推進について連携を行うため、交流会などの場を設け、情報共有を図ります。		
	(事業内容) ・情報の交換や共有の場としての交流会の開催		

(4) 関係団体との連携

15	地域ボランティア団体との協働	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり、ボランティア団体の活動支援を行うとともに、図書館においてボランティア団体によるおはなし会を実施することで、図書館とボランティア団体が協働して子どもたちが図書に触れる機会の充実に努めます。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体への講習会等の実施 ・ボランティア団体への団体貸出の実施 ・ボランティア団体によるおはなし会の実施 		
16	図書館資料の再活用	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>図書館の除籍図書や寄贈図書を有効活用し、市内の保育園及び幼稚園、学校、地域ボランティアにリサイクル図書を提供します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なリサイクル図書の提供 		

3 学校・学校図書館の取組

(1) 各市立学校での支援

17	読書をする機会の工夫と充実	所管	指導室
	<p>(事業目標)</p> <p>図書に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実に目指します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前などを活用した読書時間の確保 ・読書週間・読書旬間を活用した読書の機会の充実 		

18	読書活動推進計画の整備	所管	指導室
	(事業目標) 年間指導計画に位置づけ、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成することにより、充実した読書活動ができるようにします。		
	(事業内容) ・読書活動推進計画の策定 ・読書活動推進計画の改善		
19	地域との連携	所管	指導室
	(事業目標) ブックトークや読み聞かせ、図書整理や図書修理などのボランティア活動に、地域の人材の協力を得るよう働きかけます。		
	(事業内容) ・学校での地域ボランティアによるブックトークや読み聞かせの充実 ・学校図書館の図書整理業務や図書修理業務への地域ボランティアの活用		
20	各学校図書館の整備	所管	学務課・指導室
	(事業目標) 蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行います。また、学校関係者との情報交換を行い、蔵書の充実を図ります。		
	(事業内容) ・学校図書館の図書資料の充実 ・推薦図書コーナーなどの展示や装飾の充実 ・学校関係者間で情報交換の実施による蔵書の充実		
21	学校図書館支援員の配置	所管	指導室
	(事業目標) 学校図書館支援員の配置を拡充し、学校図書館が円滑に運営できるように努めます。		
	(事業内容) ・学校図書館支援員の配置 ・学校図書館支援員と教諭の連携による子ども読書活動支援		

4 読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組

(1) 公民館

22	図書に触れるきっかけ作り	所管	公民館
	(事業目標) 公民館の主催講座の中で講座に関連する図書の紹介を積極的に行います。		
	(事業内容) ・公民館主催講座で講座関連図書紹介の実施		
23	図書館との連携	所管	公民館
	(事業目標) 公民館と図書館とが互いに連携・協力し、読書活動推進に向けた各種事業を実施します。		
	(事業内容) ・公民館と図書館の連携事業の実施		
24	情報提供の拡充	所管	公民館
	(事業目標) 読書活動の関連記事の掲載や掲示板などで広報を行い、読書活動推進の啓発活動を行います。		
	(事業内容) ・読書活動に関連する広報の実施		

(2) 生涯学習課

25	図書に触れるきっかけ作り	所管	生涯学習課
	(事業目標) 放課後子ども教室において、ボランティアなどの協力を得ながら読み聞かせなどを実施し、子どもの読書活動を推進します。		
	(事業内容) ・放課後子ども教室で読み聞かせなどの実施		

26	読書活動団体への支援	所管	生涯学習課
	(事業目標) 読書活動を行っている団体などへの支援を行います。		
	(事業内容) ・読書活動実施団体などの社会教育関係団体への支援の実施		

5 子どもと関わりのある諸機関の取組

(1) 保育園（保育課）

27	図書の充実	所管	保育課
	(事業目標) 各園の図書の増冊を検討していきます。		
	(事業内容) ・図書コーナーの充実		
28	読書環境の整備	所管	保育課
	(事業目標) 子どもが読書に関心を持てるよう、年齢や季節に応じた図書の配置を行うなどの環境整備に努めます。		
	(事業内容) ・園児の興味を引くようなコーナーの飾りつけや展示		
29	読書による親子のコミュニケーションの推奨	所管	保育課
	(事業目標) 園だより、クラスだより、保護者懇親会などを通じて、家庭における親子読書を推奨します。		
	(事業内容) ・各種たより、懇親会にておすすめ本などの紹介		
30	図書の積極的な利用	所管	保育課
	(事業目標) 絵本、物語を取り入れた保育活動を推奨していきます。		
	(事業内容) ・大型絵本での読み聞かせなど園児の興味を引く保育の実施		

31	絵本の貸出	所管	保育課
	(事業目標) 絵本の貸出を行い、家庭で図書に触れる機会が増えるように努めます。		
	(事業内容) ・絵本貸出サービスの充実		

(2) 児童館、学童保育所（児童青少年課）

32	地域団体との連携	所管	児童青少年課
	(事業目標) 児童館において、紙芝居や読み聞かせを、地域の関係団体と連携して行っていきます。		
	(事業内容) ・ボランティア団体によるおはなし会の実施		
33	読書環境の整備	所管	児童青少年課
	(事業目標) 各館、各所の読書活動の実態に合わせた図書コーナーの整備を図ります。		
	(事業内容) ・児童の興味を引くような蔵書の整備		

(3) 子ども家庭支援センター（子育て支援課）

34	読書環境の整備	所管	子育て支援課
	(事業目標) 図書コーナーの整備を図ります。		
	(事業内容) ・子どもの年齢・季節を考慮した絵本の配置		
35	読書による親子のコミュニケーションの推奨	所管	子育て支援課
	(事業目標) 親子読書、読み聞かせの場の提供と絵本の紹介を行います。		
	(事業内容) ・年代に合わせた親子読書、読み聞かせにふさわしい絵本の紹介		

(4) 保健センター（健康課）

36	読書による親子のコミュニケーションの推奨	所管	健康課
	(事業目標) 3～4か月児健診の場で、読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を通して、読書による親子のコミュニケーションの充実を図ります。		
	(事業内容) <ul style="list-style-type: none">・月齢に合わせた読み聞かせの実施・ブックスタート事業の幅広い周知		

(5) 障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）

37	図書に親しむ機会の提供	所管	自立生活支援課
	(事業目標) 閲覧用図書の整備や、読み聞かせにより図書に親しむ機会の提供を図ります。		
	(事業内容) <ul style="list-style-type: none">・利用者の特性に応じた本の充実・発達段階に応じた読み聞かせの実施		

6 啓発・広報などの推進

(1) 図書館からの情報発信

38	ブックリストの作成	所管	図書館
	(事業目標) 乳児向け推薦図書や、おはなし会で読んだ絵本をまとめたリストを作成し、子ども・保護者に読んでもらいたい図書についての情報を発信します。		
	(事業内容) <ul style="list-style-type: none">・「読み聞かせ絵本リスト」の配布・「赤ちゃん向け絵本リスト」の配布		

39	子ども向け地域資料の作成	所管	図書館
	(事業目標) 小学生の児童が小金井市について調べる際の資料が不足しているため、子ども向け地域資料を作成し、地域の調べ学習に活用します。		
	(事業内容) ・「小金井わくわくたんていだん」の作成		
40	インターネット・SNS の活用	所管	図書館
	(事業目標) 図書館ホームページや Twitter を活用し、おはなし会や講座などの情報を広く発信し、必要としている保護者・子どもに届くよう更なる広報活動に努めます。また、おはなし会や講座などの実施に関して、インターネット活用の研究をします。		
	(事業内容) ・図書館ホームページ (子どものページ・YA のページ) を利用した情報発信の実施 ・図書館 Twitter を利用した情報発信の実施 ・おはなし会や講座などの実施に関するインターネット活用の研究		
41	読書に関するイベント情報の発信	所管	図書館
	(事業目標) 市立図書館を中心とした読書活動に関する各種行事の情報を市立小中学校や書店などの民間企業などと連携を図りながら普及啓発を図ります。		
	(事業内容) ・市立小中学校や書店への図書館イベントチラシの送付		
42	YA 世代に向けた情報発信	所管	図書館
	(事業目標) 読書に時間を割くことが難しい YA 世代に図書や読書についての情報が届けられるよう、定期的に広報誌を発行します。		
	(事業内容) ・YA 世代向け広報誌の発行		

43	図書館キャラクターの活用	所管	図書館
	(事業目標) 図書館に親しみが持てるように図書館キャラクターを活用します。		
	(事業内容) ・ 図書館キャラクターの活用 ・ 図書館ホームページや図書館だよりなどを利用したキャラクターの活用		

(2) 各学校からの情報発信

44	学校図書館における広報活動	所管	指導室
	(事業目標) 市立小中学校図書館での活動や図書に関する情報を児童・生徒に周知するため、各校で工夫した図書の紹介活動を行います。		
	(事業内容) ・ 図書の紹介活動の実施		
45	読書感想文コンクールの実施	所管	指導室
	(事業目標) 読書感想文コンクールを通して、児童・生徒が読書に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験させ、読書に対する意欲の喚起と読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が読書後の印象や感動を文章で表現することにより、表現力の伸長を図ることに努めます。		
	(事業内容) ・ 「読書感想文コンクール」の実施		

7 オリンピック・パラリンピック

(1) 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進

46	オリンピック・パラリンピック教育 と関連付けた読書活動の推進	所管	指導室
	(事業目標) 各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める図書などの充実を図ります。		
	(事業内容) ・学校図書館でのオリンピック・パラリンピック関連テーマ展示の実施		

(2) 図書館の取組

47	オリンピック・パラリンピック関連 資料の紹介	所管	図書館
	(事業目標) 子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などを著した学習・参考図書の充実を目指します。		
	(事業内容) ・オリンピック・パラリンピック関連テーマ展示の実施		

【参考】 第4次小金井市子ども読書活動推進計画 事業別年齢対照表

第3章 第4章	実施項目	実施事業	第3章 第4章 該当 ページ	事業 一覧表 該当 ページ	対象			
					乳幼児	小学生	YA世代 (12歳～ 18歳)	
1 家庭・地 域の取組	(1)家庭にお ける読書環 境の充実に向 けた支援	1 0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会の実施	18	27	●			
	(2)地域にお ける図書に 関わる活動 の充実に向 けた支援	2 地域文庫やサークルなどへの充実	18	27	●	●	●	
2 図書館 の取組	(1)読書環境 の充実	3 成長に合わせた図書の提供	19	28	●	●	●	
		4 展示図書の充実	19	28	●	●	●	
		5 コーナーの充実	19	28	●	●	●	
	(2)読書活動 の支援	6 3歳から小学校低学年向けおはなし会の充実	19	28	●	●		
		7 継続的なイベントの実施	19	29	●	●	●	
		8 子どもの図書館運営への参加	19	29		●	●	
		9 配慮が必要な子どもへのサービスの充実	19	29	●	●	●	
	(3)学校及び 関係施設と の連携	10 市立学校などへの団体貸出の充実	20	29		●	●	
		11 幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出	20	30	●			
		12 学校及び関係施設への訪問の実施	20	30	●	●	●	
		13 図書館見学・職場体験の受入れ	20	30		●	●	
	(4)関係団体 との連携	14 関係各課との情報共有	20	30	●	●	●	
		15 地域ボランティア団体との協働	20	31	●	●		
		16 図書館資料の再利用	20	31	●	●	●	
	3 学校・学 校図書館の 取組	(1)各市立学 校での支援	17 読書をする機会の工夫と充実	21	31		●	●
			18 読書活動推進計画の整備	21	32		●	●
19 地域との連携			21	32		●	●	
20 各学校図書館の整備			21	32		●	●	
21 学校図書館支援員の配置			22	32		●	●	
4 読書活 動と関わり のある生涯 学習機関の 取組	(1)公民館	22 図書に触れるきっかけ作り	22	33	●	●	●	
		23 図書館との連携	22	33	●	●	●	
		24 情報提供の拡充	22	33	●	●	●	
	(2)生涯学習 課	25 図書に触れるきっかけ作り	22	33		●		
		26 読書活動団体への支援	22	34	●	●	●	

第3章 第4章	実施項目	実施事業	第3章 第4章 該当 ページ	事業 一覧表 該当 ページ	対象		
					乳幼児	小学生	YA世代 (12歳～ 18歳)
5 子どもと 関わりのある 諸機関の 取組	(1)保育園	27 図書の充実	23	34	●		
		28 読書環境の整備	23	34	●		
		29 読書による親子のコミュニケーションの推奨	23	34	●		
		30 図書の積極的な利用	23	34	●		
		31 絵本の貸出	23	35	●		
	(2)児童館、 学童保育所	32 地域団体との連携	23	35	●	●	
		33 読書環境の整備	23	35	●	●	●
	(3)子ども家 庭支援セン ター	34 読書環境の整備	23	35	●		
		35 読書による親子のコミュニケーションの推奨	23	35	●		
	(4)健康課	36 読書による親子のコミュニケーションの推奨	24	36	●		
	(5)障害者福 祉センター、 児童発達支 援センター	37 図書に親しむ機会の提供	24	36	●	●	●
6 啓発・広 報などの推 進	(1)図書館か らの情報発 信	38 ブックリストの作成	24	36	●	●	
		39 子ども向け地域資料の作成	24	37		●	
		40 インターネット・SNSの活用	24	37	●	●	●
		41 読書に関するイベント情報の発信	24	37		●	●
		42 YA世代に向けた情報発信	24	37			●
		43 図書館キャラクターの活用	25	38	●	●	●
	(2)各学校か らの情報発 信	44 学校図書館における広報活動	25	38		●	●
45 読書感想文コンクールの実施		25	38		●	●	
7 オリン ピック・パ ラリンピッ ク	(1)各学校に おける読書 活動を通じた オリンピック・ パラリンピッ ク教育の推 進	46 オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	26	39		●	●
		(2)図書館の 取組	47 オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	26	39		●

【資料編】

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

資料3 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

資料4 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 生涯学習部図書館長
- (3) 学校教育部指導室長
- (4) 学校教育部庶務課長
- (5) 学校教育部学務課長
- (6) 生涯学習部生涯学習課長
- (7) 生涯学習部公民館長
- (8) 福祉保健部自立生活支援課長
- (9) 福祉保健部健康課長
- (10) 子ども家庭部子ども家庭支援センター等担当課長
- (11) 子ども家庭部保育課長
- (12) 子ども家庭部児童青少年課長

(委員長及び副委員長)

- 第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、庁内検討委員会を代表し、庁内検討委員会の運営を総括する。
 - 3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

- 第6条 庁内検討委員会の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画
庁内検討委員会作業部会を設置する。

(事務局)

- 第7条 庁内検討委員会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月13日教委要綱第5号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年8月26日教委要綱第15号)

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

資料3 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、庁内検討委員会の指示に基づき、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、検討結果を庁内検討委員会に報告するものとする。

- (1) 小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 作業部会は、次に掲げる職にある者から推薦される者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館長
- (2) 学校教育部指導室長
- (3) 学校教育部庶務課長
- (4) 学校教育部学務課長
- (5) 生涯学習部生涯学習課長
- (6) 生涯学習部公民館長
- (7) 福祉保健部自立生活支援課長
- (8) 福祉保健部健康課長
- (9) 子ども家庭部子ども家庭支援センター等担当課長

(10) 子ども家庭部保育課長

(11) 子ども家庭部児童青少年課長

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、前条第1号に掲げる職にある者から推薦される部員をもって充てる。

2 部会長は作業部会を代表し、作業部会の運営を総括する。

3 作業部会に副部会長を置き、前条第2号に掲げる職にある者から推薦される部員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、庁内検討委員会の委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月13日教委要綱第6号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

資料4 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

1 第4次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和元年8月27日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第2回	令和2年5月18日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第3回	令和2年8月18日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第4回	令和3年3月10日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和元年12月3日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第2回	令和2年2月27日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第3回	令和2年7月15日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第4回	令和3年1月4日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

3 図書館協議会等への説明会やパブリックコメント

対象	開催日	主な内容
第16期図書館協議会	令和元年12月2日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第16期図書館協議会	令和2年7月9日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第16期図書館協議会	令和2年10月14日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
パブリックコメント	令和2年11月17日 ～12月16日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)について
市民説明会	令和2年11月18日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
第16期図書館協議会	令和3年2月10日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

第4次小金井市子ども読書活動推進計画

発行：令和3年3月

編集：小金井市立図書館

〒184-0004

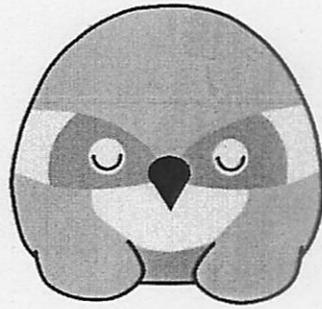
小金井市本町一丁目1番32号

TEL：042-383-1138

小金井市立図書館ホームページ

<https://www.library.koganei.tokyo.jp/>

古紙を配合しています。



国語教育推進センター
〒100-0004
東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-3581-1135
ホームページ
<http://www.kokugojyosai.jp/>

第4次小金井市子ども読書活動推進計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

(1) 実施概要

以下に示す概要のとおりパブリックコメントを実施した。

■意見募集対象

- 市内に在住・在勤・在学する方
- 市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

■意見募集期間

令和2年11月17日（火）～令和2年12月16日（水）

■資料の配布・閲覧場所等

市所管の下記施設のほか、市ホームページ及び図書館ホームページで公開した。

- 図書館各館
- 生涯学習課
- 市役所第二庁舎1階受付
- 市役所第二庁舎6階情報公開コーナー
- 公民館各館
- 婦人会館
- 栗山公園健康運動センター
- 保健センター
- 東小金井駅開設記念会館

■意見の提出方法

配布・閲覧場所に備え付け、又は市公式ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に、住所・氏名を明記し、直接、持込、郵送（必着）、ファクス又は電子メールで図書館本館へ提出する方法とした。

■実施結果（意見件数）

意見提出者、寄せられた意見等の件数は下表のとおりであった。

提出者数	意見等件数
4	13

■検討結果の公表等

現在回答作成中であり、完成寄せられたご意見等（原則として住所・氏名を除き公開）及び検討結果とその理由について、市ホームページ及び図書館ホームページ、及び資料の配布・閲覧を行った場所に備え付けて公開する。（4月中旬公開予定）

(議案第15号別紙)

第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和2年11月17日から12月16日まで

意見提出数：1団体・3人・13件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	P1 表紙	表題に続けて、計画の期間 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度 と明記されてはいかがでしょうか。	計画の期間を令和3(2021)年度～令和7(2025)年度としていますが、必要に応じて見直しを行う場合もあるため、このままの表記とします。
2	P6 第1章 脚注1	YA(ヤングアダルト)世代：下線部の通り、訂正、補足されてはいかがでしょうか。 YA(ヤングアダルト)世代：おおむね12歳から18歳までの青少年期世代を指す言葉、ヤングアダルト(Young Adult)を略してYAという。	「YA(ヤングアダルト)世代：おおむね12歳から18歳までの青少年期」に修正します。
3	P7 第1章 4行目	国の「第四次子供読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月)を資料編に加えてはいかがでしょうか。	国の「第四次子供読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月)は、インターネットで公開されており、ページ数も多いため、資料編には含めません。
4	P10 第1章 4行目	東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」(平成27年度2月)を資料編に加えてはいかがでしょうか。	東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」(平成27年度2月)は、インターネットで公開されており、ページ数も多いため、資料編には含めません。
5	P23 第3章1 (1)家庭における 読書環境の充実に	②家庭への情報提供として、読書の習慣付けの意義の普及、子ども読書活動推進計画の取組の紹介等、をお願いしたい。	本計画に記載はしていませんが、従来「子どもと読書に関する講座」や親子参加の事業などを通じて行ってききましたので、今後も実施してい

	向けた支援		きます。
6	P 2 3 第 3 章 1 (1)家庭における読書環境の充実に向けた支援	申し込み制のお話し会（0、1、2）は、人数・日時が決められているため参加出来ずにその時期が過ぎてしまったケースがよくあります。そこで、図書館に来れば、何時でも絵本の知識を学べ、お話しもしてもらえそんな常設の「お話し広場」（空間）があれば、図書館がもっと身近になり、絵本と共にある子育てが実現するのではないかと提案します。	本館児童室の乳幼児コーナー（昼のお部屋）は、おはなし会の開催時間以外は常時開放していますので、親子の読み聞かせなどの空間として自由にご利用いただけます。また、絵本等についてのご質問ご相談は、カウンター職員にお気軽にお声かけください。お話しができるスタッフの常設につきましては、スタッフの配置が難しいことから対応ができませんが、今後も、おはなし会の日時の要望については、利用者や関係者の意見を聞きながら、より参加しやすい日時の研究を実施していきます。
7	P 2 4 第 3 章 2 (1)読書環境の充実	①、②、③の取り組みは、大変よい方向だと思います。益々の充実と共に、読書環境の基本となる以下の点の改善を望みます。 ・本棚（書架）には本が多く並び本の出入がしにくく、選びにくい。 ・大型絵本のいたみが激しいものもあるので、本の修理に力を入れてほしい。	図書館の書架の配架・整理作業は、主に開館前に行っているところです。書架に横置きにならないように美しい書架を心掛けていますが、限られたスペースに、少しでも多くの資料（本）を配架できるようにしているため、本が取り出し難くなっている場所があるかと思われます。ご意見を踏まえて、利用し易い書架にするように努めてまいります。本の修理については、資料の返却時や配架の整理時に、汚破損がないか確認し、随時、修理や買い替えを行って

			いるところです。今後も、返却時や配架の整理時に、より資料の修理に目を配るように努めます。
8	P 2 5 第3章2 (3) 学校及び関係施設との連携 ②学校及び関係施設への訪問の実施	図書や図書館職員に親しみをってもらうため、学校やその他の施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します。＝とありますが、その他の施設を明記頂けると分かりやすい。	「図書や図書館職員に親しみをってもらうため、学校や小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します。」に修正します。
9	P 2 5 第3章2 (4)関係団体との連携	①の次に②としてボランティア団体相互の交流をはかり、学習会等を行なう計画をたて相互の理解とさらなる向上をはかる、と入れる。今年度ボランティア団体の会議が行なわれ、学習会の計画が話し合われていますので計画に入れるとよいと思います。②→③とする。	地域ボランティア団体との協働の一環としてボランティア団体向けの講座を行う予定のため、P 2 0の(4)関係団体との連携①地域ボランティア団体との協働の文頭に、「講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり、」を追加します。あわせて、P 3 1の15番の事業目標の文頭に、「講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり、」を追加、(事業内容)に「・ボランティア団体への講習会の実施」を追加します。
10	P 2 6 第3章3 (1)各市立学校での支援 ④各学校図書館の整備 ⑤学校図書館支援	文部科学省は学校図書館を学校教育の中心とした学校教育の推進をうたっています。そのために、従来のような読書センターとしての役割と学習センターとしての役割を担う学校図書館の充実を求めています。そのためには学校図書館へのコンピューターの導入をすすめ、地域の公共図書館との連携で資料の充実を測ること、学校図書館への司書の配置をうながしています。 この内容を加え、⑤として、学校図書館への司書の配置をせめて子どもが	ご意見のとおり、文科省の学校図書館ガイドラインに基づき、引き続き役割を果たせるよう充実に努めてまいります。 学校図書館には、民間業者に委託することで司書(学校図書館支援員)を配置しています。令和2年度まで

	<p>員の配置</p>	<p>在校時間は勤務できるようにすること。 ⑥学校図書館へのコンピューター導入とバーコードによる本の管理をすすめることを加えて下さい。</p>	<p>は、小中学校とも週2日の配置ですが、令和3年度からは、小学校の配置を週3日に拡充する予定です。いただいたご意見では、在校時間は勤務できるようにとありますが、今後の拡充については、他事業等も含め総合的に鑑み、検討してまいります。</p> <p>小金井市立図書館の蔵書については、小金井市立図書館ホームページでどなたでも蔵書検索が出来ます。学校図書館へのコンピューター導入とバーコードによる本の管理については、市立小中学校14校について、すでに導入済です。</p> <p>市立図書館と学校図書館とのシステム連携については、国内でもほとんど事例がございません。貴重なご意見として受止めさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>1 1</p>	<p>P 2 6 第3章3 (1)各市立学校での支援 ⑤学校図書館支援員の配置</p>	<p>ウィズコロナ時代、行動制限は特に子ども達の心身に影響を与えていると思います。長くなったおうち時間をゲーム等に費やしてしまうよりも、想像の翼を広げて自由に羽ばたくツールとして、本の持つ可能性はより一層ましていると思います。学校図書室は、子ども達に豊かな本との出会いを提供でき、子ども達が安心して過ごせる暖かい居場所にもなる貴重な場です。司書の常勤は必須条件です。週2日では図書の管理だけで終わってしまうと思います。是非、子ども達への司書の存在の大きさを認識して、ご検討頂きたいと思います！何卒宜しくお願いします</p>	<p>学校図書館には、民間業者に委託することで司書（学校図書館支援員）を配置しています。令和2年度までは、小中学校とも週2日の配置ですが、令和3年度からは、小学校の配置を週3日に拡充する予定です。いただいたご意見では、司書を常勤にとありますが、今後の拡充については、他事業等も含め総合的に鑑み、</p>

			検討してまいります。
12	P28 第3章 5子どもとかかわ りのある諸機関の 取組 前段3行目	私立の幼稚園、保育園にも働きかけていきます。＝とありますが、私立の幼稚園、保育園について施設別の記載がありません。	図書館が主体となる事業のため、「私立の幼稚園、保育園にも働きかけていきます。」を削除し、P20の(3) 学校及び関係施設との連携に、「② 幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出」の項目を追加します。また、事業一覧表のP30にも追加します。
13	P32～43 事業一覧表	各事業について、第三次から「継続」「拡充」「縮小」「新規」等、表記頂けると分かりやすい。	第三次計画は、「年齢ごと」、第四次計画は、「施設ごと」の取組事業となっているため、比較が難しい事業もあることから、このままの表記とします。

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。

※個人情報等が含まれると推察されるものに対しては、一部を公表していません。

議案第16号

小金井市公民館中長期計画について

小金井市公民館中長期計画を別紙のとおり策定する。

令和3年3月30日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

小金井市公民館中長期計画を策定する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館中長期計画

当面の課題への対応および公民館の将来像の実現に向けて

令和3年3月

小金井市教育委員会

目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	社会教育に係る国の動向	3
4	市独自の課題の整理	4
5	計画の検討範囲	6
6	計画の期間	6
7	公民館の将来像	7
8	将来像の実現に向けた取組み	8
1)	第34期、第35期公運審での検討経緯	8
2)	公民館本部機能の整備を中心とした新体制づくり（検討のまとめ）	9
9	公民館事業運営委託	12
1)	第34期、第35期公運審での検討経緯	13
2)	検討のまとめ	14
10	公民館施設使用料の有料化	15
1)	第34期、第35期公運審での検討経緯	16
2)	検討のまとめ	17
3)	使用料算定方法について	17
11	これからの公民館	18
1)	生涯学習推進計画との関連	18
2)	地域資源である他団体との連携、アウトリーチ型活動の拡充	18
3)	学習様式の多様化への対応	19
4)	公民館職員の配置と育成	19
12	資料編	21

1 計画策定の背景と目的

公民館では平成30年11月より公民館中長期計画の策定に着手し、公民館運営審議会（以下「公運審」といいます。）とともに、これからの公民館の在り方について検討を行いました。

本市は昭和28年に公民館条例を制定しており、本市の公民館は令和3年において発足から68年になる長い歴史を持っています。公民館では社会教育の実践の場として様々な活動が行われ、学びを通じて多くの市民団体が生まれ、市民の成長、市の発展に寄与してきました。

一方、公民館を取り巻く社会経済情勢はこの間に大きく変化しています。平成28年、平成30年には文部科学省中央教育審議会より社会教育に関する考え方が示され、「学びの成果を地域づくりの実践につなげる地域課題学習」が社会教育の中心的な概念として示されました。さらに、社会教育施設については地域の学習の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、共生社会構築に向けた幅広い取り組みの拠点と位置づけています。

地域に目を向けると、本市を含む地方公共団体では、少子高齢化等による税収の落ち込みや、社会保障費の増大による市財政圧迫の解決のため、行財政改革が必須の状態となっています。

本市では、平成26年から貫井北センター※業務委託を開始し、続く平成27年に東センターについても業務委託を実施しています。平成28年3月末には旧福祉会館が閉館したことにともない、旧福祉会館内にあった公民館本館が旧日本町分館に仮移転しました。

市内の公民館について、近年このように大きな変革があったことから、平成26年に公運審から提出された「公民館業務の見直しについて（答申）」において、公民館運営の中長期計画立案の必要性が指摘されました。

そこで、公民館では、本市の公民館が目指すべき姿や現代的な存在意義を検討し、中長期計画として取りまとめる必要があると考え、平成28年1月に公運審に「公民館中長期計画の策定について」を諮問しました。本諮問に応じて、平成29年7月に、公民館の配置、運営および事業展開の在り方、受益者負担等について公運審の見解を示した答申が提出されています。

※センターとは

公民館と図書館、公民館と児童館が1つの建物内に併設されている複合施設をセンターと呼びます。市内には貫井南センター、東センター、緑センター、貫井北センターの4つのセンターがあります。

本計画では、公民館のみを指す場合は「分館」、公民館と併設施設の両方を指す場合は「センター」と記述します。

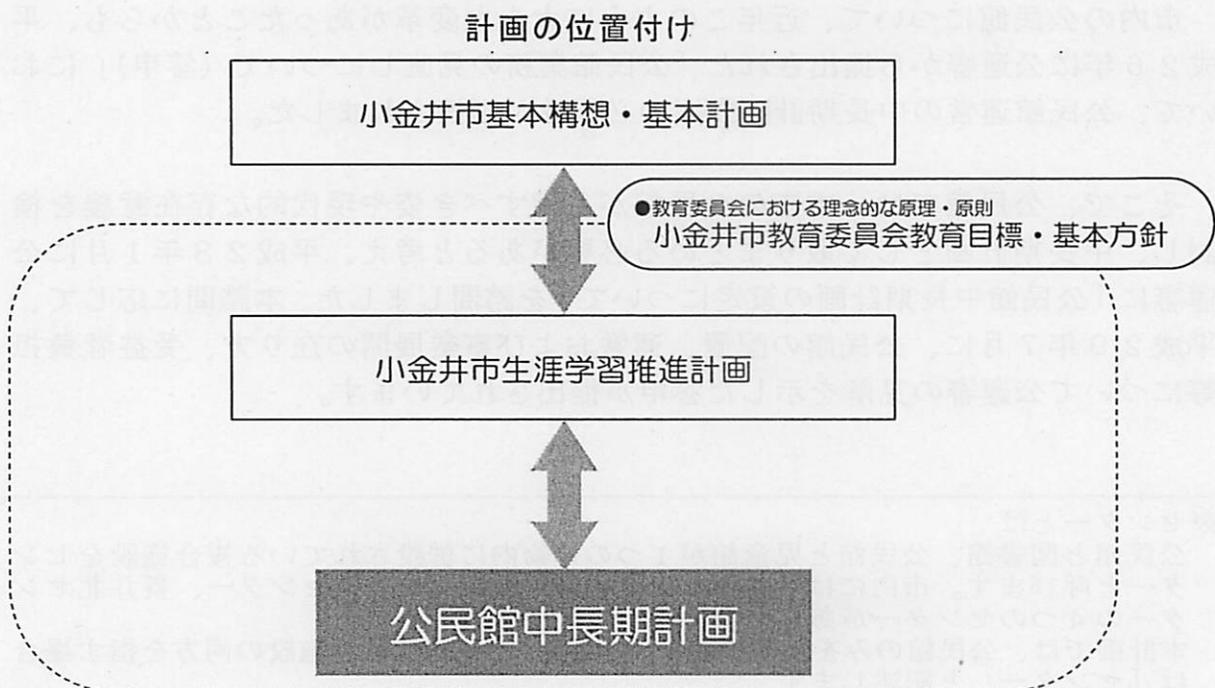
この答申を受け、平成29年10月には教育委員会の見解として、国の中央教育審議会答申や本市の公共施設マネジメントの基本方針等を踏まえた「新しい公民館の在り方（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）（以下「公民館の在り方」といいます。）」を示させていただきました。

さらに公民館では、公運審の答申、教育委員会の見解および市や国の生涯学習にかかる動向を踏まえ、公運審とともに、平成30年度から令和2年度までの3か年をかけて計画策定に取り組みました。

本市には、公民館を単独で扱った計画はこれまで存在していません。本計画は、公民館を取り巻く様々な課題を乗り越え、公民館が本市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮するため、公運審の意見を踏まえ、公民館として初めて策定する計画になります。

2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市基本構想・基本計画「文化と教育」部門に関する施策を具体的に推進する小金井市生涯学習推進計画および教育委員会における理念的な原理・原則を定める小金井市教育委員会教育目標・基本方針に基づき、相互に関連する計画として位置付けられます。



3 社会教育に係る国の動向

国では、人口減少や急速な社会経済情勢の変化を背景とした地域の貧困問題、社会的孤立の拡大等に対する危機感から、地域課題に取り組む新たな担い手の育成を社会教育施策の主要な取組みに位置付けています。

これらの課題は本市においても、市の全ての施策に係る重要な課題となっており、今後、本市が公民館事業を継続していくに当たり、正面から取り組むべき課題であると考えられます。

計画策定に際し、公民館では文部科学省に置かれた審議会等の答申に示される社会教育・生涯学習の今後の方向性について、以下のように整理しました。

(1) 地域課題解決学習の構築

文部科学省生涯学習政策局が平成28年6月に設置した、学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議は、『人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理（平成29年3月）』を発表しています。

この『論点の整理』において、学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の中心的な概念に位置付けています。そして、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築を目指す。」と提示しています。

(2) 幅広い活動の拠点としての社会教育施設

平成30年7月には、中央教育審議会生涯学習分科会が『公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ』において、「今後の社会教育施設は地域の学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点となる施設として位置づけられるべき。」としています。

(3) 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり

平成30年12月には中央教育審議会生涯学習分科会が『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）』を策定し、公民館が「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割等」を担うことが提案されています。

特に、より多様で複雑化する課題と向き合い、持続可能な社会づくりを進めるために「住民自らが担い手として主体的に地域の運営に関わっていくことがこれまで以上に重要。」としています。

4 市独自の課題の整理

国が示す社会教育に係る課題に加え、本市には、本市の公民館をめぐる、解決すべき独自の課題があります。

公民館では本計画の策定を通して、公民館を取り巻く課題について以下のように整理を行い、公運審委員と知恵を出し合い、解決の方策を探りました。

(1) 中長期計画策定の必要性

平成29年に教育委員会が策定した「新しい公民館の在り方（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）」は、第33期公運審答申と方針を同じくしており、本市の公民館が今後事業を継続・発展させていくに当たり、計画を定めた上で、計画に基づく運営を行う必要があるとしています。

そのため、「公民館の在り方」では、計画策定に当たり、基礎とすべき市の社会教育および生涯学習についての教育委員会の見解を示しています。

「公民館の在り方」では地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「地域課題解決学習」と位置づけ、公民館等においてその推進を図ることとしています。

ついで、公民館の果たすべき役割を実現するために、「(1) 持続可能な社会教育システムの構築」、「(2) 新しい取り組み（「学びの場」の拡大）を視野に入れ、公運審、社会教育委員の会議など、社会教育関係の付属機関等での意見を踏まえ、中長期計画で具体化を図る必要がある。」としています。

さらに、長期目標と中期目標とを峻別し、中期的な対応が求められる個別の施設配置や管理運営等についても計画に定めるべきとしています。

(2) 公民館本館の仮移転の解消

旧公民館本館が併設されていた旧福社会館は、耐震上の問題により、平成28年3月をもって閉館しました。公民館本館の閉館後の在り方について検討できないまま旧福社会館が閉館したことから、現在、公民館本館は、公民館条例上、旧本町分館を「当分の間休止」した状態で、旧本町分館に仮移転となっています。

公民館本館が仮移転状態であることについては、旧福社会館閉館以降、第33期公運審答申においても、議会からも早期の解決を求められています。

(3) 第33期公運審答申の要望

旧公民館本館の閉館を受け、第33期公運審では平成29年7月に策定した答申において、「公民館本館の位置づけを明確にし、次の①②に留意して、早急に移転計画を策定し、早急にその実現を図って欲しい。」としています。

第33期公運審答申の抜粋

- ① 旧公民館本館の会議室スペース321㎡並みの活動場所
- ② 中央線南側、蛇の目工場跡地から市役所本庁舎の間の位置

- ・ 公民館の配置は、公民館本館、貫井南分館、東分館、緑分館、貫井北分館の5館体制とする。
- ・ 公民館本館は、公民館本部機能と中町、本町、前原地区の分館機能の2つを有するものとする。
- ・ 公民館本部機能とは、公民館全体の方向性、事業計画、予算等の施策、各分館の統括、公民館事業委託の窓口等の業務を含む。

(4) 公共施設マネジメントの考え方

一方、本市では平成29年3月に策定した「公共施設総合管理計画」において、公共施設は機能の複合化、集約化を図り、総量を抑制することを市の公共施設に係る今後の基本方針としています。

また、教育委員会「新しい公民館の在り方」、平成30年3月に市が策定した「(仮称)小金井市新福祉社会館建設基本計画」において、新福祉社会館では社会全体における学習機会の確保と拡大につながるような利用を行うこととなっています。

すなわち、公民館専用施設は市の方針として建設しないが、社会教育の推進においては、既存施設または(仮称)新福祉社会館の多目的利用によって活動場所を維持していくこととなります。

(5) 公民館運営委託の推進

本市では、行財政改革の一環として、将来的な市の人口・歳入の減少および職員数の減少を見据えて、少数の職員で事業を運営していくため、業務委託を進めることを全市的な目標としています。

公民館においても、平成26年に貫井北センター、平成27年に東センターの運營業務委託を実施しており、緑センター、貫井南センターについても業務委託が可能かどうかの判断を行うことを求められています。

(6) 公民館施設使用料の有料化の検討

公民館は、憲法で保障されている学習権、教育基本法等で規定される教育機会均等にもとづき、社会教育施設として設立され、施設使用料は昭和47年以来、無料となっています。一方、行財政改革の一環として、活動経費の一部を受益者負担の考えにより徴収すべきとの意見も聞かれるところです。

そのため、計画策定において、これらの考え方、意見について議論し、一定の方向を示すこととしました。

5 計画の検討範囲

本来、公民館中長期計画では将来像および将来像実現に向けた取組み、国からも求められている持続可能な社会教育システムの構築に向け、実施すべき事業等のスケジュールや評価指標を定める必要があります。

一方、公民館を取り巻く市独自の課題については、公民館として早期に取り組む必要があることから、本計画では市独自の課題とその対応方法を重要な検討項目として取り上げることとしました。

本計画では検討対象を下記の4点に絞り、長期的な視点としての将来像とともに中期的な取組みである、市独自の課題について整理しています。

計画の検討対象

- ① 公民館の将来像
- ② 公民館本部機能の在り方（将来像に向けた取組みを含む）
- ③ 公民館業務運営委託
- ④ 公民館施設使用料の有料化

今後は、市全体の教育施策の一環として、持続可能な社会システムの構築、学びの場の拡大を視野に入れ、公運審や関連部門による検討を継続し、公民館にかかる長期的な目標を定めるとともに、中期的な計画の具体化、スケジュール作成を行うこととします。

6 計画の期間

本計画の中では、長期的な視点から策定された項目についてはおおむね10年、現在の本市の課題に対する取組みについてはおおむね5年を目安に進めることとします。

7 公民館の将来像

本市では市民および行政による様々な地域活動が活発に行われていますが、特に公民館においては、主催事業や公民館の利用を通じて、地域の住民が公民館使用団体として組織を作り、自治会・町内会等とも異なるつながりが数多く生み出されてきました。

地域における住民同士のつながりを生み出す公民館の機能は、人口減少、少子高齢化の進展、単身世帯の増加、雇用の不安定化等の社会情勢を背景として、人々が社会的に孤立し疲弊する危険に対し、新しいつながりを作り出す活動の核となることを目指してきました。

また、公民館では、平成28年3月に策定された第3次小金井市生涯学習推進計画基本目標に掲げるように、生涯学習の視点から市民一人ひとりが生涯を通じて学び続けられるよう、図書館や市内大学等とも連携して学習機会を提供してきました。

さらに、公民館活動は学習の成果を実践へと発展させ、地域課題の解決に向けた活動を住民が主体として行えるよう支援する活動でもあります。地域における従来のつながりが希薄になる社会情勢の中で、今日的な課題を解決していくためには、対話や交流に基づく新たな連携が不可欠です。

平成29年7月に公運審が作成した答申では、今後の公民館の役割として、「市民力、地域力の育成の拠点としての活動」の深化が求められています。

教育委員会では、この答申を受けて平成29年10月に「公民館の在り方」を取りまとめ、今後も社会教育・生涯学習を維持・発展させるため、社会全体における学習機会の確保と拡大に努めるとともに、地域課題解決学習を通じた地域づくりを目標としました。

以上のことから、市の公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、さらに人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で実践することを支援する機能を強化することを、改めて果たすべき役割と位置付け、将来像を以下のように定めます。

「つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）」

8 将来像の実現に向けた取組み

平成28年3月末に旧福祉会館内にあった公民館本館が旧本町分館に仮移転して以来、公民館本館の復活が、多くの市民から熱望されてきました。第33期公運審「中長期計画について（答申）」では上記課題の早期解決案が示されました。「公共施設等総合管理計画」（平成29年3月）、「（仮称）新福祉会館建設基本計画」（平成30年3月）において市の公共施設等に関する基本方針が示されました。（仮称）新福祉会館・新庁舎建設の機会を逃すと、大型施設の建設は当分の間予定されていません。そのため、第34期、第35期公運審では、公民館本館の仮移転問題を解決する公運審の案を新市庁舎及び（仮称）新福祉会館に反映すべく、公民館本館の在り方を本計画の主要テーマとし、平成30年度から時間をかけて検討しました。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

第33期公運審答申（平成29年7月）にもとづき、第34期公運審は、当初、新庁舎内に公民館本館（本部機能と中町本町、前原地区分館機能を含む）を設置する案を考えましたが、公共施設マネジメントに基づく市の方針では、新規の専用施設は建設しないこととされており、したがって新市庁舎内に公民館条例に該当する公民館は設置しない考えです。

そこで、第34期公運審では、新しい専用施設を設置せず、かつ仮移転状態の本館を移転させるという条件を満たす案として、新庁舎内に公民館本館の執務機能（以下「公民館本部機能」といいます。）とミーティングスペースからなる「（仮称）公民館課」を置く案を検討しました。

公民館本部機能を新市庁舎内に置く事は、今後の公民館の諸施策の立案、生涯学習部、学校教育、子育て支援、福祉等の関係部門との施策の調整、連携強化のために非常に有効な方策となります。

公運審においては、公民館本館を（仮称）新福祉会館内に置く案に代わり、次善の策として、公民館本部機能を新市庁舎内に、中町、本町、前原地区分館機能を（仮称）新福祉会館の多目的室と現本館で担う案を以下のようにまとめました。

- ① 新市庁舎内に（仮称）公民館課を置き、公民館本部機能を担当し、公民館の全体の活動の方向、事業計画の立案、予算等の全体計画、各公民館の統括等を行います。（本部機能の詳細は次ページを参照）
- ② （仮称）公民館課を主体に、公運審、社会教育委員の会議等とも調整を図り、将来像実現に向けた施策の具体的な実施方法の計画・立案を行います。
- ③ 公民館本館は設置せず、現本館を「本町公民館」として復活させ、「貫井南公民館」、「東公民館」、「緑公民館」、「貫井北公民館」の地区密着型5館体制とします。

- ④ (仮称)本町公民館では、現本部機能のうち主催事業活動等の分館機能を継承します。また、活動スペースの不足については、(仮称)新福祉社会館内の多目的室を利用します。
(例:子どもの人権講座、みんなの会、市民講座、市民が作る自主講座等)
- ⑤ 現本館の老朽化が進んでいるため、将来、本庁舎跡地利用等の検討が進んだ際には、公民館設置の可能性を検討します。

2) 公民館本部機能の整備を中心とした新体制づくり(検討のまとめ)

将来像に掲げる地域課題解決学習を通じた地域づくりを実現するためには、福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署とより一層の連携強化を図ることが求められます。

また、市職員が地域課題解決に向けた学習や市民活動の推進を積極的に行うには様々な情報が集約される新庁舎内において、これまで以上に各種社会教育関係、福祉関係の団体や機関と連絡調整を行うことも必要になると考えられます。

そこで、公民館では、公民館本館を取り巻く課題を解決し、将来像を実現していくために、新庁舎・(仮称)新福祉社会館の新庁舎内に公民館本館の執務機能と、ミーティングスペース等を整備することを目指します。

(1) 公民館本部機能の定義

公民館本部機能は以下の要素から構成するものとします。

つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)

将来像の実現に向けて

公民館本部機能

地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たす

職員

- ・館長、庶務係、事業係
- ・公民館全体の統括を行う
- ・他部署との連携を推進する

ミーティング スペース

- ・職員と利用者が気軽に打合せできるオープンスペースを想定(ロビー)
- ・他課と共有、貸出機能なし

主催事業

- ・新福祉社会館多目的室、現本館で実施予定(行政であらかじめ予約)

会議室

- ・企画実行委員会等の開催
- ・他課と共有、貸出機能なし

主催事業例:

子どもの人権講座、青年学級(みんなの会)、国際交流事業、市民講座、市民が作る自主講座、市民アカデミーなど

(2) 公民館本部機能の役割

新庁舎・(仮称) 新福祉会館に公民館本部機能を移転した後、地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たしていくため、以下の取組を実施していきます。

- ① 福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署との連携を強化し、より効果的な公民館事業実施体制の構築を目指します。
- ② 地域課題解決学習を通じた地域づくりを行い、市民活動支援、生涯学習推進の中核を担える、新しい組織体制づくりを目指します。
- ③ 公民館全体を統括するとともに、生涯学習を支援する拠点として、市民・団体に情報発信を行い、市民活動支援、地域づくり機能を高めていきます。
 - ・生涯学習課との連携を強化し、地域学校協働活動等*を通じて、公民館での学びを積極的に地域に還元する仕組みづくりを進めます。
 - ・市民協働支援センターと連携し、生涯学習支援の拠点として、市民活動の支援、情報収集、情報発信を行い、市民が主体となって地域問題を解決するために必要な学習の機会を提供していきます。
- ④ 「新しい公民館の在り方」の内容に沿って、社会全体における学習機会の確保と拡大につながるような利用形態の確立に向け、学校教育施設、集会施設といった同種類似施設との機能連携を目指します。

(3) 公民館本部機能と公民館体制

新庁舎に移転する本部機能は、公民館全体の統括を行う部署として、例えば「(仮称) 公民館課」とし、公民館全体の統括を行い、中長期計画等の進捗管理、予算・業務委託管理、関係部門と施策の連携や調整を担います。

現本館は老朽化が進んでいるため「(仮称) 本町公民館」として当面の間は活動場所として使用します。現在の4分館は「貫井南公民館」、「東公民館」、「緑公民館」、「貫井北公民館」として、「(仮称) 本町公民館」と合わせ、地域に密着した公民館とします。

これらの5館は地域の公民館として、地域での特色ある事業を行い、本部機能が市の公民館全体の統括をすることで、地域課題解決学習の推進において市全体で取組む仕組みづくりを行います。上記の体制づくりにともない、公民館本館の廃止、各分館の名称変更等について公民館条例を再規定します。

※地域学校協働活動とは

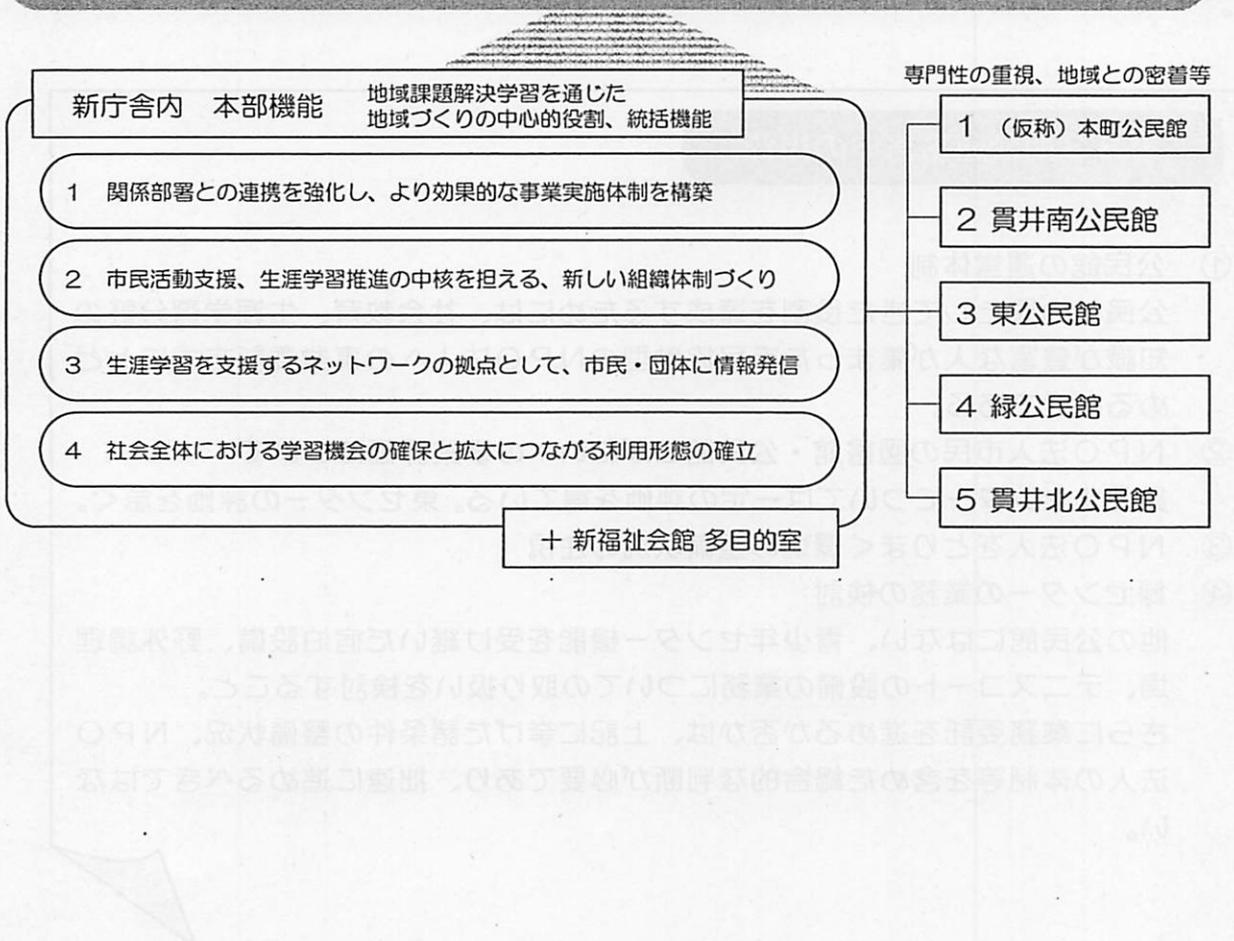
幅広い地域住民などと共に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、学校を核とした地域づくりを目指し地域と学校が連携・協働して行う様々な活動を指します。

また、令和5年7月竣工予定の（仮称）新福社会館の多目的室を公民館主催事業の会場として使用するため、旧福社会館および現本館で実施している公民館主催事業と同程度の事業を実施することができます。さらに公民館使用団体も多目的室を活動場所として利用できる予定であり、旧福社会館閉館によって生じた活動場所不足が解消されます。

一方、本庁舎跡地利用等の検討が進んだ際には、公民館活動を含む市民の活動場所としての利用の可能性も検討したいと考えます。

公民館体制の将来イメージ

公民館の将来像：つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）の実現



9 公民館事業運営委託

平成26年4月に貫井北センターが竣工し、本市は貫井北センターの事業運営をNPO法人に委託しました。

これは全市的に取り組む行財政改革の一環であり、続く平成27年8月には東センターについても事業委託を行いました。

本市にとって公民館および図書館の事業を委託するのは初めての試みであり、平成26年の委託開始においては公運審から委託に当たり注意すべき点等について答申が提出されています。

第33期公運審答申では、公民館運営委託について下記の点を整理しています。

第33期公運審答申の抜粋

① 公民館の運営体制

公民館の果たしてきた役割を達成するためには、社会教育、生涯学習分野の知識が豊富な人が集まった市民協働型のNPO法人への事業委託方式にとどめるべきである。

② NPO法人市民の図書館・公民館こがねいへの事業評価について

貫井北センターについては一定の評価を得ている。東センターの評価を急ぐ。

③ NPO法人をとりまく環境の整備状況の注視

④ 緑センターの業務の検討

他の公民館にはない、青少年センター機能を受け継いだ宿泊設備、野外調理場、テニスコートの設備の業務についての取り扱いを検討すること。

さらに業務委託を進めるか否かは、上記に挙げた諸条件の整備状況、NPO法人の体制等を含めた総合的な判断が必要であり、拙速に進めるべきではない。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

第34期、第35期公運審では、市内センターのうち、今後、委託の対象として考えられる市直営の緑センター、貫井南センターの運営委託について、検討を行いました。

検討を行うに当たり、まず、これまでに実施した委託について検証しました。委託開始以来、貫井北センター、東センターを運営するNPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」の活動は、利用者アンケート、事業評価で高評価を得ています。(参照:「小金井市貫井北分館及び小金井市東分館の評価報告書」市ホームページ)

評価が高い要因としては、市内の公民館・図書館経験者、社会教育経験者、地元の町内会、福祉関係者、学識経験者等の多彩なメンバーから構成される理事会による運営能力が高いこと、事業を担当する職員に、公民館・図書館など社会教育の経験者、資格保持者等の有能な熱意ある人材が集まり、特徴のある活動を進めていることが挙げられます。

また、図書館については開館日数・時間が伸びるなど、サービス拡大も実現しています。

一方、緑センター、貫井南センターについては、それぞれに固有の特徴と課題があり、課題の整理を行った上で、業務委託が公民館事業の活性化等につながるかどうか、総合的な判断を行うこととしました。

(1) 緑センターについて

① 緑センターの特徴

緑センターは、平成3年に開設された施設です。公民館、図書館とともに青少年センター機能であった宿泊設備、野外調理場、レクリエーション機能(テニスコート)を引き継ぎ、さらに高齢者憩いの部屋の機能も含み、公民館が管理しています。

このうち、宿泊設備、野外調理場、テニスコートは、他の公民館にない緑センターの貴重な財産、特徴であり、有効に活用すべきと考えます。

② 委託に当たり解決すべき課題

宿泊設備(研修室、シャワールーム、浴室、調理可能家事実習室)について、宿泊の利用は年間9~23回と利用率が低いため、今後、利用率の向上対策を図る必要があります。

野外調理場については利用率も高く、貴重な設備であり、できるだけ存続できるよう検討します。

(2) 貫井南センターについて

① 貫井南センターの特徴

公民館と児童館の複合設備であり、公民館は生涯学習部公民館、児童館は子ども家庭部児童青少年課が管理する施設となっています。

② 委託に当たり解決すべき課題

児童館については、東児童館の委託に続き、他の児童館の業務委託について、所属部の方向性、委託する場合は進捗状況について情報を共有する必要があります。

委託は、公民館と児童館一体での方式を模索し、児童館側の方向性が明らかになり次第、委託を協議する必要があります。

(3) 公民館職員の育成

公民館業務の遂行には、専門知識を有し、市民の相談に乗り、企画し、実行する市民に信頼の厚い職員が必須です。一方、公民館業務の運営委託を進めていくと、市職員の育成の場が狭められます。今後、公民館職員の人材確保、育成についての検討が必要です。

2) 検討のまとめ

本計画では、公民館事業運営委託について、第33期公運審答申を踏まえた上で以下のように整理を行いました。

① 運営委託の基本的考え方

緑センター、貫井南センターについては、公運審から示された課題を解決したのち、総合的な判断に立ち、社会教育の発展に繋がる形で、市民協働型の業務委託を検討します。

・緑センターについて

緑センターについては、設立までの歴史、センターの特徴を踏まえ、他の公民館にはない宿泊設備、野外調理設備等の有効利用、運営方法の整理を急ぎます。

・貫井南センターについて

貫井南センターについては、児童館併設という特徴を生かし、児童青少年課との調整を進めます。

② 職員の役割と育成について

本市の公民館活動は市民が主体となって進められていますが、市民の活動を支援する職員の役割は重要です。公民館で行われてきた様々な地域活動をこれからも支援していくため、日常の公民館活動の核になる職員、公民館活動を熟知した全体計画の企画、立案に富んだ職員の継続的な配置、育成計画が望まれます。さらに、職員育成においては、市職員と委託先職員との関連や役割分担を明確にすることが望まれます。

今後は、本部機能において、公民館全体の統括を行うとともに、公民館職員の支援能力を高め、全体的な統一性を持った運営が行えるよう努めます。

10 公民館施設使用料の有料化

本市では、平成14年度に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方」を策定し、特に「特定の者のためにする事務（例：住民票、課税証明書等の発行）」、すなわちサービスを受ける人が手数料を負担する取り組みを行ってきました。

また、平成27年4月には集会施設の使用料徴収を開始し、続く平成29年4月に「小金井市受益者負担基準」を策定して、使用料・手数料を算定する際の明確な方法を定めています。

この行財政改革の取組みの一環として、公民館については、市全体の行財政改革を検討する行財政改革市民会議より、公民館施設使用料を有料とするよう提言を受けています。

公民館施設使用料は無料である自治体が多く、使用料有料化の是非は、小金井市に限らず、全国の公民館運営において重要な検討課題とされる内容です。

そのため、行財政改革市民会議の提言を受け、第33期公運審では審議を重ねており、平成29年7月に作成した答申において、「公民館費用（施設使用料）の受益者負担について」を下記のように整理し、まとめています。

第33期公運審答申の抜粋

- ① 教育の基本理念
憲法、教育基本法に規定する基本的人権の一つとして、経済的な理由等により、教育の機会を失わないよう配慮する必要がある。
- ② 社会教育の拠点として公民館の果たしてきた役割
公民館活動の有料化により、市民に負担感を与え、地域、まちづくり活動を停滞させる恐れがある。
- ③ 受益者負担の考え
受益者負担の考え方は、市民感情として強いものがあり、配慮する必要がある。
- ④ 行財政改革の面
（有料化を行った場合）費用削減になるかの判断が必要である。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

公民館施設使用料の有料化については、第33期公運審答申にまとめられたように、様々な意見があります。

第34期、第35期公運審では本計画の策定に当たり、各種の意見をふまえ、比較検討を行い、有料化についての考えを以下のとおりにまとめました。(参照：資料編「近隣市等の公民館施設使用料の設定について」)

(1) 公運審の有料化に係る基本的な考え方

- ① 憲法で規定する基本的人権の一つとして学習権の保障があり、すべての国民は等しく教育を受ける権利を有しています。
(憲法第11条、第26条)(教育基本法第4条)
- ② 経済的な理由により、教育の機会を失わないよう配慮が必要です。
- ③ 学習権の保障の一環として、教育基本法および社会教育法では公民館を社会教育の実践の場として位置付け、公民館活動が行われてきました。
- ④ 上記の考えに基づき、本市では公民館使用料は無料となっています。

(2) 公運審としての考え方

有料化に係る基本的な考えに立ち、公民館での活動は従来どおり無料とします。

無料の対象となる事業、団体例

- ① 公民館の主催事業
- ② 行政使用
- ③ 市民協働事業団体で市の補助を受けている団体
- ④ 公民館使用登録団体(約1,600団体(令和3年3月))
- ⑤ 社会教育関係団体
- ⑥ 教育委員会が認めた活動

一方、公民館使用団体による公民館利用率は55%前後を推移しており、利用時間のさらなる増加を図ることも求められています。(参照：資料編「公民館利用状況」)

そのため、団体使用が行われていない施設の未利用時間については、規定を作り、有料で貸し出すことを検討するとしました。

2) 検討のまとめ

第33期公運審答申での検討、第34期、第35期公運審での検討、さらに公民館の現在の利用状況を踏まえ、市施設使用料の有料化について、本計画では以下の考えを取りまとめました。

- ① 公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法で保障されている学習権、すべての国民が等しく教育を受ける権利を実現するための社会教育施設です。公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により主体的に行われており、従来の考え通り無料とします。
- ② 未利用時間については、規定を作り、有料での使用を認めます。

現在、公民館使用団体として登録はないが地域で活動している団体が、施設が空いている場合、一回のみ利用するという利用方法があります。

このような利用については、受益者負担基準に定める基本原則「公平性の確保」(特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する)が適用される利用と考え、使用料を有料とします。

3) 使用料算定方法について

使用料の算定については、「小金井市受益者負担基準」に基づき、下記の算出方法を用います。また、先行して有料化を行った集会施設の使用料との整合性も考慮することとします。

施設使用料の算定方法

$$\text{施設使用料} = (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}) \\ \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

11 これからの公民館

昭和28年に開設されて以来、小金井市公民館は67年の活動を継続しており、今では年間延べ人数30万人を超える利用者があり、社会教育の拠点として活動しています。

この間、社会教育についていくつかの国の教育方針が出され、また、市を取り巻く環境も変わってきました。そして、直近、公民館としてもいくつかの解決しなければいけない課題が生まれ、今回公民館中長期計画として、現在抱えている課題について検討し、一定の方向性を示しました。

一方、われわれを取り巻く課題は多様化しており、また、新型コロナウイルス感染防止対策という新たな課題も生じています。

この様な中、今後、公民館として、さらに推進しなければいけない項目の一部を以下に示します。

1) 生涯学習推進計画との関連

本市では、令和2年度に市の生涯学習施策全般について取りまとめる第4次生涯学習推進計画の策定を開始しており、公民館事業についても同計画に掲載する予定です。

今回、公運審とともに検討した、将来像の実現に係る具体的な事業や目標については生涯学習推進計画に示すものとします。

また、公民館本部機能において、市全体の教育施策の一環として、持続可能な社会教育システムの構築、学びの場の拡大を視野に入れ、公運審や関連部門等による検討を継続し、長期的な目標の実現に向けた具体的な取組みや、中期的な計画の具体化、スケジュール管理を行うこととします。

2) 地域資源である他団体との連携、アウトリーチ型活動の拡充

市民が地域や自身の抱えている問題を課題化し、学び、解決に結びつける課題解決学習は、社会教育ならではの学習活動であり、今後も公民館活動の核となるものです。しかしながら、現在の公民館主催事業等は公民館の施設内、枠内での活動が多くなっています。課題解決学習を公民館事業の特徴としてさらに支援していくために、地域資源である他の団体との連携、アウトリーチ*型活動を積極的に行います。

※アウトリーチ (outreach) とは
生活課題を抱えているが、自ら動いて必要な情報等を得ることが難しい人に対し、行政が通常の枠組を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組みを指します。

- ① 大学・専門学校に社会教育実習の場を提供するなど、地域の教育機関との連携を深めます。
- ② 地域学校協働活動*等への参画を通じて、地域の小学校や中学校、高校への働きかけを強化し、多様な年代との関わりを作ります。
- ③ 福祉・子育て・健康・環境等の諸分野との情報交換や共通の課題の発掘、解決に向けての活動を行い、公民館運営審議会、企画実行委員との協働を基本とした市民協働の推進、地域課題解決学習の構築、職員のコーディネート能力の向上をはかります。
- ④ 企画実行委員の研鑽の場と活動機会の拡大に努めます。

3) 学習様式の多様化への対応

人生100年時代を迎え、時間に余裕を持った高齢者を筆頭に、学び、地域に貢献したい意欲を持った市民は今後も増えると考えられます。

その一方、「市民が気軽に集い、学び、つながる」ことを目的とした公民館活動は、新型コロナウイルス感染防止対策の実施により、これまでにない、大きな制限を受けています。感染を防止しつつ、市民がつどい、交流できる場、市民の高い学習意欲に応える学習の場を確保していくためには、オンラインを活用した学習や動画配信等の情報発信の多様化に取り組まなくてはなりません。

また、学ぶ意欲を持っていながら、障害がある、介護、子育て中であるなどの理由で公民館に足を運ぶことが困難な方に対する学びの提供方法、さらにこれまでも公民館が課題としてきた若い世代の参加のためにも、学習様式の多様化が有効と考えられます。従来の公民館が使用してきた方法と合わせ、工夫をこらしていくことが急務です。

4) 公民館職員の配置と育成

公民館は、社会教育の拠点であり、市民が自由につどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）としての公民館活動の核は市民です。そして、それを支援する公民館職員は現場に精通し、企画性に富み、市民を支援、援助できる見識と知識を持つ人材が求められます。

今後、公民館業務従事者には、社会教育を推進するために、社会教育主事資格保持者または公民館業務経験者、地域の社会教育活動経験者を配置するなど、どのような条件が必要かの考え方を明確にし、公民館関連の市の職員、業務委託先の職員の計画的な人員配置と育成に注力することが望まれます。

本計画は、公民館を取り巻く様々な課題を乗り越え、公民館が本市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮するために、策定しました。

本計画にのっとり、市の公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、さらに人生100年時代において、公民館で学んだことを福祉や社会教育関係団体等の市民活動を通して実践することを支援する機能を強化することを、改めて果たすべき役割と位置付け、「つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)」として、関係部門との連携のもと、市民一人一人の成長と、豊かな元気ある地域の創造を目指して活動をしていきます。

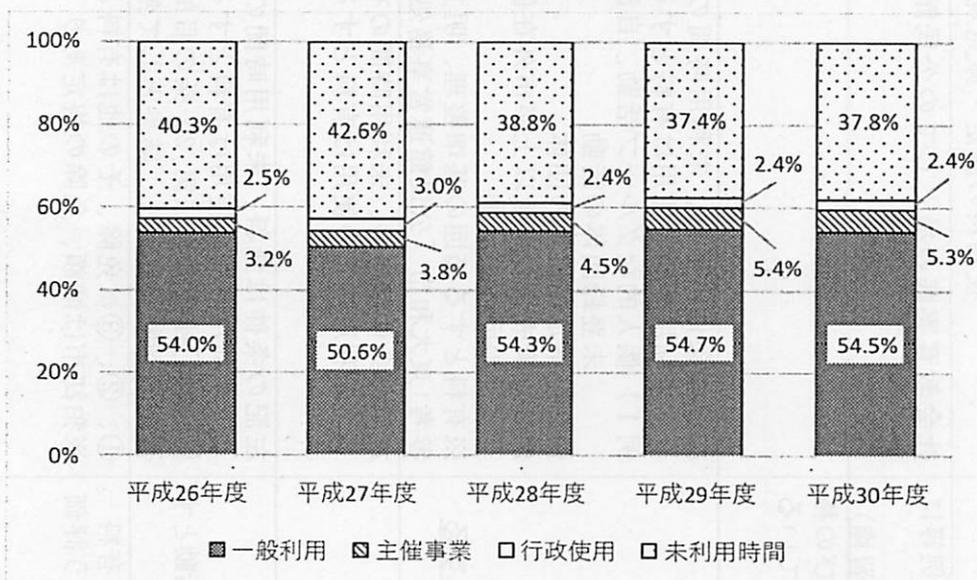
12 資料編

1) 公民館利用状況

公民館5館の利用状況について、一般利用、主催事業、行政使用での使用時間と、利用可能時間数から使用時間の計を差し引いた未利用時間の割合推移をみると、一般利用が各年50%以上を占めています。

一方、未利用時間が40%前後を推移しています。未利用時間には夜間帯や予約と予約の間の隙間時間等が含まれています。施設の利用状況として、一般に、稼働率70%前後が程よい利用状況と言われています。未利用時間30%を固定の割合とすると、公民館利用の大半は使用団体による一般利用であると言えます。

公民館5館の利用割合の推移



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用可能時間数	133,991	180,324	171,588	173,046	173,358
一般利用 割合	54.0%	50.6%	54.3%	54.7%	54.5%
主催事業 割合	3.2%	3.8%	4.5%	5.4%	5.3%
行政使用 割合	2.5%	3.0%	2.4%	2.4%	2.4%
未利用時間 割合	40.3%	42.6%	38.8%	37.4%	37.8%
主催・行政使用計	5.7%	6.8%	6.9%	7.8%	7.8%
公民館使用率	59.7%	57.4%	61.2%	62.6%	62.2%

(出典：公民館「事業のまとめ」各年)

※一般利用：公民館使用団体が予約した時間の計

※行政使用：他課の事業等で使用した時間の計(例：乳幼児健康相談等)

※利用可能時間数：公民館の開館から閉館までの時間数×開館日数

2) 近隣市等の公民館施設使用料の設定について

平成30年度現在

考え方		使用料の設定・減免規定	有料化割合	該当する市(収入額)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館は社会教育の実践の場であり、条例等に基づく使用料無料の考えを踏襲する。 ・憲法、教育基本法により、基本的人権(学習権)、教育の機会均等(金銭的優位性により学びの格差が生じないようにする)等は保障されているため、使用料は無料とする。 	社会教育実践の場としての公民館での活動は無料。		国立市 西東京市 福生市 小金井市
2-1	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象] ① 公民館主催事業 ② 行政使用、教育委員会が認めたもの ③ 市から補助金を受けている団体 ④ 公民館使用団体登録済みの団体の活動 <u>本市の使用料有料化は上記考え方を参考とする</u>	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。 例1) 個人的なグループ活動、自治会等の団体、未登録団体の活動 例2) 不定期使用の団体 例3) 構成員の半数以上が市外在住、在勤、在学の団体の活動 ※有料とする範囲の基準整理、明文化が重要 参考:東大和市「公民館運営事務処理取扱基準」	該当する市の規定による	昭島市(79.1万円) 小平市(138万円) 日野市(0円) 東大和市(27.4万円)
2-2	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象]①、②、③ ④を⑤社会教育関係団体活動とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。		
2-3	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象]①、②、③ ④を⑥社会教育法第20条の目的に合致する活動とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。 [課題点]社会教育法第20条の目的に合致するかどうかの判断が難しく、結果として無料の市が多い	該当する市の規定による	国分寺市(35.1万円) ※市外の団体は有料
3	受益者負担、市の財源確保の観点から全て有料 [課題点]社会教育活動・課題解決活動をどう評価するか	①、②、③は免除、その他は有料とする。 ※狛江市は減額、免除の規定あり	ほぼ100%	町田市(1,194万円) 狛江市(808万円) ※その他都公連非加盟市多

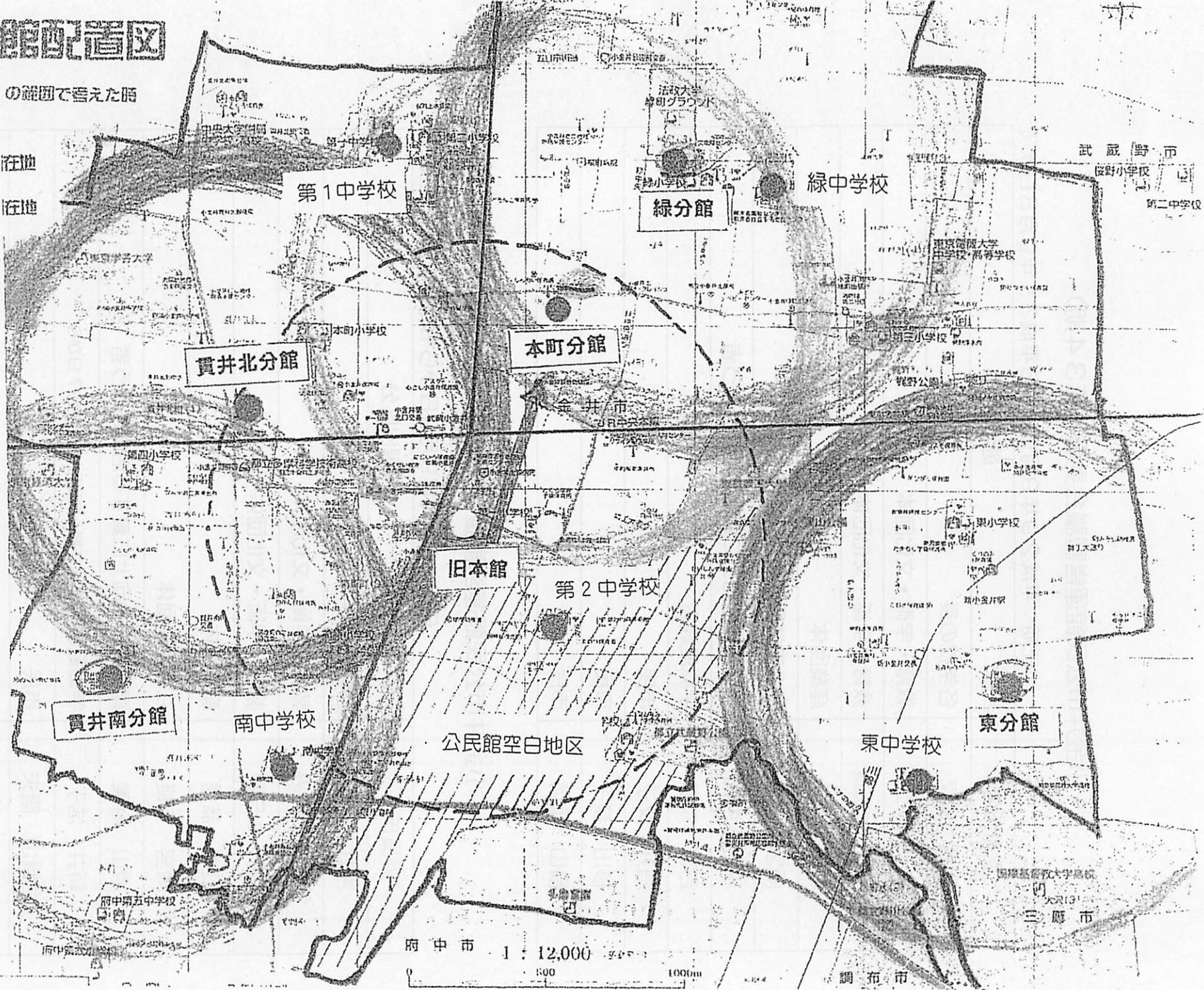
出典：平成31年度東京都公民館連絡協議会委員部会資料を基に作成

公民館配置図

半径1kmの範囲で書えた時

日本館を中心とした円を、新庁舎・(仮称)新福祉会館を中心とした円に修正します。

在
地
在
地



小金井市公民館運営審議会委員（第34期）

任期：平成29年9月9日から平成31年9月8日まで

委員氏名	選出区分
高橋 良友	各学校の長
國分 ひろみ	教育・学術・文化団体
菅沼 七三雄	教育・学術・文化団体
渡邊 恭秀	産業団体
雨宮 安雄	社会事業団体
平野 哲哉	家庭教育の向上に資する活動を行う者
吉富 友恭	学識経験者
酒井 文子	市民
杉山 恭子	市民
富山 重信	市民

小金井市公民館運営審議会委員（第35期）

任期：令和元年9月9日から令和3年9月8日まで

委員氏名	選出区分
浅野 正道	各学校の長
國分 ひろみ	教育・学術・文化団体
菅沼 七三雄	教育・学術・文化団体
渡邊 恭秀	産業団体
雨宮 安雄	社会事業団体
増山 麻美	家庭教育の向上に資する活動を行う者
新井 浩子	学識経験者 ※任期：令和元年12月27日から
嵯峨山 康夫	市民
杉山 恭子	市民
富山 重信	市民